

2 対日宣伝禁止問題

9 昭和2年5月24日

田中外務大臣 在本邦ソ連邦大使 会談

共産主義対日宣伝および漁業問題等をめぐる

応答

付記 日ソ懸案事項に関する駐日ソ連邦大使の発言
要旨

大臣会見録（九）

五月二十四日田中大臣露国大使ノ招キニ応シ同大使館ニ於ケル小晚餐会ニ招カレ食後九時ヨリ十一時半ニ亘ル間ニ於テ同大使トノ間ニ大要左ノ如キ談話ヲ交ヘラレタリ

大臣ヨリ先般ノ約束ニ従ヒ今晚ハ主トシテ御意見ヲ伺フニ止ム爾答ナルカ其ノ前提トシテ一言申置キ度キコトアリトテ露國ハ革命後既ニ七、八年ヲ経過シタルニ鑑ミ最早内部ノ充実建設ノ事業ヲ着々実現セサルヘカラサル時代ニアリト云ハサルヘカラス而シテ露國ノ執リツツアル制度主義等ニ付テハ之ニ依テ其ノ国内ヲ固ムルニ対シ日本トシテハ充分之ヲ尊重シテ何等之ニ容喙セントスルカ如キ意思ナキハ

大領キテ之ヲ了承シタル上別添附属書ノ如キ意見ヲ述

ヘタリ
之ニ対シ大臣ハ諸種ノ問題ニ付テ腹蔵無キ御意見ヲ伺ヒ甚タ愉快ニ感スル次第ナルカ此等御意見ニ対スル自分ノ意見ハ何レ後日之ヲ申上クルコトトスヘクオ互ニ胸襟ヲ開イテ率直ニ意見ヲ開陳スルコト最モ国交増進ノ上ニ有益ナリト思考スト述ヘラレタル処最後ニ尚ホ一つ御願ヒ願度キコト

アリテ本年度ノ出漁問題ニ付テ今日迄特ニ御尽力ヲ仰キ其ノ結果大体満足ナル結果ヲ得タルコトハ自分ノ心ヨリ感謝シ居ル所ニシテ之ヲ多トスルコト切ナルカ故ニ尚ホ此上ニ聊カニテモ御無理ヲ御願ヒスルコトハ甚タ躊躇スル次第ナルカ第一四三ノ漁区ニ付キ詳細ハ既ニ外務省係官ヨリ申入レ居ル通り同漁区ノ露西亞国營ニ属スルコトハ之ヲ承認スルモ唯其ノ實際上ノ經營ヲ本年度タケ日魯漁業ニ委託セラル様御尽力願度ク之カ為日魯漁業ヨリ借区料ノ外ニ拾万円ノ報酬ヲ支払ハシムルコトトスヘク決シテ無理ヲ願フ積リハ非サルモ出来得レハ今一度御尽力ヲ願度シト述ヘラレタルニ

大使ハ本年ノ出漁問題ニ付テハ自分ハ既ニ出来得ル限リノ

勿論ナリ日本政府トシテハ右ノ如キ内部的ニ健全ニ建設セラレタル露國ト從前通リノ關係ヲ一日モ早ク回復センコトヲ希望スルモノナリ唯國民ノ一部ニアリテハ今尚露國ノ主義政策ニ対シ一種ノ恐怖ト不安トヲ感スルモノアリ特ニ支那ニ於ケル露西亞人ノ活動ニ付テハ勿論露國政府トハ直接ノ關係ハナキモノナランモ共產党若クハ第三「インター」ナシヨナルト連絡アルコトハ疑モナキ所ニシテ之等露西亞人ノ支那ニ於ケル活動ハ或ハ英國ノ如キヲ目標トシテ為シツツアルモノトモ察セラルモ日本ハ常ニ其ノ側杖ヲ喰ヒテ經濟上ノ打擊ヲ受クルノミナラス前述ノ國民一部ノ共產主義侵入ニ対スル不安ト恐怖トハ何時迄モ消エス延イテハ兩國ノ國交ノ上ニ好マシカラサル影響ヲ及ホスコトナキヤヲ憂フル次第ナリ就テハ露國側ニ於テモ是等露西亞人ノ行動ヲ緩和スルコトニ留意セラレ度ク以テ上述ノ日本人一部ニ於ケル不安恐怖ヲ霧散セシムルコトヲ以テ御互ヒノ任務ト為シ之ニ依ツテ一日モ早ク両國ノ健全ナル關係ヲ樹立シタキモノナリト考ヘ居レリト述ヘラレタル処

尽力ヲ為シタル次第ニシテ此ノ点本国ヨリ自分ニ与ヘラレタル訓令ノ範囲ヲ越エタル所スラアリテ之レカ為メ或ハ本国ヨリ叱責ヲ受クルニ非スヤトサヘ思ヒ居ル位ナルカ第二四三号ノ問題ニ付テモ斎藤局長ノ申出ニ従ヒ兎モ角モ其ノ希望ヲ莫斯科ニ伝ヘタル次第ニシテ唯莫斯科ニ於テ之ヲ承諾スルヤ否ヤニ付テハ自分ハ何ントモ責任ヲ負フ能ハサル次第ナリト答ヘ

更ニ大臣ヨリ今日迄ノ御尽力ヲ申上ニシテ此ノ點本年度タケリニシテ決シテ此上強イテ御願スル意思ナキモ當業者ヨリ毎日喧マシク責メタテラル関係上出來得レハ本年度タケ経営スルノ満足ヲ与ヘ遣り度シトノ考ヘヨリ閣下ニ友人トシテ今一應何ントカ御願度シト思フ次第ニテ之カ為ニハ日魯側ヲシテ拾万乃至拾五万ノ報酬ハ必ス支払ハシムヘシト繰返サレタルニ

大使ハ閣下ノ困難ナル立場ニ居ラルコトハ充分自分モ察スル次第ナルニ付キ素ヨリ確カニ御引受ケシテ成功セシムヘシト迄ハ申上ケ兼ヌルモ免モ角改メテ今一應御希望ノ次第ヲ莫斯科ニ取次キ同時ニ閣下ニ於テ日魯側ヨリ拾五万円支払ノ補償ヲ与ヘラレタルコトヲ申送ルヘシ其ノ結果幸

ニシテ莫斯科ノ承諾スル所トナラハ只今承リタル御礼ノ御言葉ノ上ニ更ニ今一ツノ小サキ御奉公ヲ為シ得ル次第ニテ自分ニ於テモ甚タ欣快トスル所ナリト答ヘタリ
大臣ハ大使ノ手ヲ堅ク握ラレタル儘其ノ厚意ヲ謝シツツ引取りタリ

(昭和二年五月二十五日 澤田電信課長口述速記)

(付記)

大臣会見録(九 付属)

露国大使ノ意見

(一) 経済問題

経済問題ニ付テ先ツ述フヘキコトハ北京協約關係ノ諸問題ナリ
此ノ中石油問題ニ付テハ既ニ日本側ニ満足ナル結果ヲ以テ協約ノ締結ヲ見先般モ中里氏ヨリ自分ニ対シテ其ノ結果ニ付謝意ヲ表セラレタル次第ニシテ次ニ炭坑ノ問題ニ付テモ同様ノ結果ヲ見是亦川上氏ヨリ自森林問題ニ付テモ同様ノ結果ヲ見込金礦ニ付テモ最近ニ箇所ノ採掘利権ヲ日本側ニ与ヘタル次第ニシテ唯残ス所ハ漁業協約問題ノミナリ

問題ニ付テモ日露国交回復後今日迄既ニ二年間双方ノ取引ニ依リテ其ノ氣持其ノ希望等モ大体理解シ以テ通商關係樹立ノ為相當堅実ナル基礎ヲ造リ居ルコトト信スルカ故ニ此ノ基礎ノ上ニ立ツテ交渉ヲ進メ行カハ通商條約モ遠カラスシテ締結セラルヘキモノト信ス
次ニ北京條約ヲ離レテ両國貿易ノ現状ヲ瞥見スルニ自分カ本日アニケイエフヨリ(聞)所ニ依レハ日露貿易ノ総額三千万円ニ上リ居ル趣ナリ三千万円ハ必シモ莫大ナル額ト云フ能ハサルモ通商開始後二年間ニ於テ零ヨリ三千萬ニ達シタルコトハ将来ノ為喜フヘキ現象ナリト認ム固ヨリ日露ノ間ニ於テハ貿易ノ如キハ其ノ經濟關係ノ僅少ナル一部分ニ過キシシテ其ノ他ノ利権問題カ重要ナル部分ヲ占メ居ルコトハ露國ト他國トノ經濟關係ヨリモ著シク異ル点ナルコト最モ注意ヲ要ス例ヘハ漁業ノ利権ヨリシテ日本ノ得ル利益ハ一年約四千万乃至五千万ニ達シ此ノ外石油石炭等ヨリ得ル利益ヲ計算スレハ莫大ナル額ニ達スルモノナルカ極東ニ於ケル利権譲渡ニ付テハ露国政府トシテハ他國ノ競争者ヨリモ日本人ニ特典ヲ許与スルコトヲ以テ其ノ方針トナシ居ルコトハ充分御諒解ヲ得度

(二) 政治問題

政治問題説明ノ前提トシテ打明ケテ申上度キコトハ先般若槻内閣瓦解ノ報道伝ハルヤ莫斯科ニ於テハ其ノ結果日本政府從来ノ方針ニ何等変化ヲ來タスコトナキヤニ付甚タ不安ヲ感シタルカ如シ之ニ次イテ閣下カ新内閣組織ノ大命ヲ挙受セラレタリトノ報道ハ更ニ上述ノ不安ヲ高メタリ但シ政府ニ於テハ其ノ結果輕舉盲動スルコトヲ戒メ政府部内ニ於テ日本新内閣ニ對スル批評カマニキ言動ヲ為サシメサルト共ニ一般新聞ニ対シテモ何等評論ヲ掲ク可カラサル旨ヲ伝ヘテ上下頗ル慎重ノ態度ヲ以テ日本ニ於ケル事態ノ推移ヲ見居リタル次第ナルカ閣下ノ最初ノ接見ニ於テ自分ニ対スル御態度並ニ其ノ際ノ御話ノ一端ニ依リ閣下ノ御方針從来ノ政府ト何等變り無シトノ印象ヲ与ヘラレ直ニ之ヲ莫斯科ニ電報シタル結果本国政府ニ

漁業本協約問題ハ本年ノ出漁問題ノ為其ノ解決遷延セラレ居ル次第ナルカ本年ノ出漁問題ニ付テハ先ツ蟹鯛漁区問題ニ關シ露西亞側ノ最大ノ讓歩ニ依リ既ニ一ヶ月以前ニ於テ日本側當業者ニ有利ナル結果ヲ以テ其ノ解決ヲ見鮭鱈漁区ノ問題ニ付テモ露国政府ニ於テハ妥協ニ妥協ヲ重ネタル上先ツ大体日本側ニ満足ナル結果ヲ見ムトシツツアリ如上ノ露国側ノ讓歩妥協ノ態度ハ露国政府トシテハ漁業本協約ノ今後ノ交渉ニ当リテモ先ツ之ヲ持続スルモノト自分ハ確信ス先般莫斯科ニ於ケル中央執行委員会ノ総会席上ニ於テ委員長ルイコフ氏カ日露ノ經濟關係ニ關シ言及シタル際漁業條約問題ニ付テモ遠カラス円満ナル妥協ヲ見ルコトト信スル旨ヲ報告シ居レリ
從テ若シ日本政府側ニ於テ露国同様妥協ノ態度ヲ以テ本件交渉ニ臨マルニ於テハ而シテ又莫斯科ニ在ル日本漁業代表特ニ是等代表ヲ指揮セラルル田中大使ニ対シ同様妥協ノ精神ヲ以テ交渉ニ當ルヘキ旨政府ヨリ訓令ヲ発セラルニ於テハ漁業本協約ノ締結ハ決シテ此ノ上永キ時日ヲ要セサルコトヲ確信ス
次ニ北京協約ニ予見セル問題中尚通商條約問題アル処本

於テモ先ノ不安ヲ霧消スルコトヲ得タルカ如シ之ハ閣下ナルカ故ニ斯ク内情ヲ御打明ケスル次第ナリ
扱テ先刻露国内部ノ組織制度ハ之ヲ尊重スヘキ旨御話アリタルカ露国トシテモ日本固有ノ制度組織ニ対シテハ充分ノ尊敬ヲ払フモノナルコトハ御諒解アリ度ク又支那ニ於ケル露国人ノ活動ニ付テハ自分ノ管轄以外ノ事ナルヲ以テ茲ニ御答ヘスルニ困難ヲ感スル次第ナルカ唯(1)是等露國人カ何等露国政府ト関係ナク又政府筋ノ命ヲ受ケ居ルモノニ非サルコト並ニ彼等ノ行動ハ常ニ誇張シテ報セラレ居ルコト(2)支那ニ於ケル日本ノ重大ナル利害關係ハ露国ニ於テ充分之ヲ諒解シ此ノ日本ノ利益ヲ阻害セサル様注意シツツアルコトノ二点ハ閣下ニ於テ御諒解アラムコトヲ希望ス尙今晚ノ御話ニ依リ今後共支那ニ於ケル日本ノ利益ヲ侵害セサル様注意スヘキ旨本国政府ニ申送ル

ヘシ

次ニ日本国内ニ於ケル宣伝其ノ他ノ共産主義運動ヲ戒ムヘキコトニ付テハ北京條約ニ於テ既ニ規定セル所ニシテ從来ノ露国代表者ハ忠実ニ此ノ規定ヲ遵守シ来リタルカ自分ニ於テモ今後同規定ヲ尊重スヘキコトヲ閣下ニ於テ

充分御了承アリ度シト述フルトコロアリタリ
先程閣下ハ露國トノ間ニ一日モ早ク從前ノ関係ヲ回復シ度キ旨ヲ述ヘラレタルカ此ノ点不幸ニシテ自分ハ意見ヲ異ニス即チ自分トシテハ從前ノ関係以上ノ関係ヲ結ハムコトヲ欲スルカ故ナリ

旧帝國露西亞ハ滿州ニ於テ經營上ノ目的ノミナラス軍事上ノ目的延イテ領土拡張ノ野心ヲ包藏シ之力為遂ニ明治三十七、八年ノ不幸ナル戰争ヲ惹起スルニ至リタルモノナルカ現在ノ露国トシテハ單ニ戰争ノ原因ノミナラス其ノ他一切ノ爭議ノ源泉ヲ断タムコトヲ希望スルモノナリ滿州ニ於テハ既ニ多額ノ財幣ヲ投シ居ル東支鐵道ニ関連シテ經濟上ノ利害ヲ有スルノミニニ過キス即チ東支鐵道ヲ何処モ經濟的企業トシテ經營シ以テ商業上ノ利益ヲ得ムコトヲ欲スルノミニシテ滿州ニ付此ノ外何等ノ野心ヲ有セス唯最モ恐ル所ハ日露以外ノ國ノ使嗾若ハ煽動ニ依リ支那カ東支鐵道ニ關シ露国ノ堪ニ可カラサル措置ヲ執ルカ如キコトアラハ其ノ結果日露ノ關係ニ憂慮スヘキ事態ヲ釀スコトナキヤノ点ニ在リ例へハ先般北京ニ於ケル露國大使館搜索事件ノ如キモ決シテ張作霖一個ノ考ニ出

テシモノニアラスシテ其ノ背後ニ或國謂フ迄モナク英國アリテノ事ニシテ其ノ際日本ノ新聞等モ露國カ此ノ動員ヲ實行シタラムニハ日本ト雖之ヲ默視セラレサリシナル

ヘシ之ヲ以テ觀ルモ露支ノ紛争ハ廳テ日露ノ紛争ト化スルコト明カニシテ英國ノ如キハ其ノ目的此處ニ在ルカ故ニ常ニ秩序的ニ支那ヲ使嗾シツツアルモノト解セラル幸ニ閣下ニ於テ御同感ナルニ於テハ斯ノ如キ手段ニ乘ラサルカ為ニ支那ノ然ル可キ向ニ對シテ夫レトナク警告ヲ与エラルルコト希望ニ不堪斯ル紛争ノ原因サヘ除去セラルレハ滿州ニ於テ日露兩國經濟的ニハ何等衝突スルコトナク活動シ得ルモノト信ス例へハ哈爾賓滿鉄公処ノ古沢氏ト東支鐵道當局トノ間ニ運賃協定ニ付非公式ノ話合極メテ円満ニ進ミ居ルカ如キ其ノ一例ニシテ両國ノ間ニ腹蔵ナキ意見ノ交換ヲ行フニ於テハ其ノ他ノ問題ニ付テモ諒解ニ達スルコト難カラスト思考ス

ベツサラヴィアノ問題ニ付テ一言セムニ露国トシテハベツサラヴィア條約ハ之ヲ不法ナルモノト認メ居ルモ直チニ之カ返還ヲ要求スルモノニ非ス何處迄モ同地住民ノ意思ヲ尊重スルコトヲ第一義トシ人民投票ノ如キ方法ニ依

更ニ日露国交回復ノ最後ノ仕上ケトシテ露国ノ切ニ希望スル所ハ不侵略協定ヲ締結セムコトニ在リ此ノ問題ニ付テハ既ニ出淵次官トベセドフスキ一氏トノ間ニ話合モアリタルカ出淵次官ノ希望ニ依リ一切ノ懸案ノ解決ヲ見タル上ニテ本協約ニ手ヲ着ケルコトトナリ居レリ然ルニ諸懸案中漁業協約乃至通商條約モ上述ノ通り其ノ妥結ヲ見ルコト必シモ遠キニアラスト認メラルルカ故ニ本件不侵略協約ニ付テモ今ヨリ直ニ話合ヲ始メテ差支無カルヘ

シト思考ス此ノ点ニ付テ特ニ閣下ノ御考慮ヲ願ヒ度キ次
第ナリ

(昭和二年五月二十五日 澤田電信課長口授速記)

10 昭和2年10月4日 在ウラジオストック渡辺(理恵) 総領
事より 田中外務大臣宛

本邦漁船乗組員に対する共産主義宣伝活動に ついて

機密第四〇五号 昭和二年十月四日

在浦潮斯徳総領事 渡辺 理恵

外務大臣男爵 田中 義一殿

国際海員俱楽部員ノ在港本邦船舶ニ対スル
主義宣伝行為ニ關スル件

今日露間往復一航海ノ契約ニテ当地商船隊ヨリ傭船セラ
レタル函館相馬合名会社所屬船第二錦旗丸九九八屯カ函館
ヨリ勘察加イチヤニ回航同地露國漁業家フリップコ經營漁
場ヨリ其漁獲魚類ヲ積載シ尚フリップコモ同乗シ其雇傭邦人
漁夫百二十名ヲ乗船セシメ九月二十日同地出帆同二十八日

ヨリゲペウ第三課長コールキン氏(長官シワルツハモスコ
ニニ転学^(マヤ)同代理スウワチンスキーハ当日祭日ノ為メ不在ナ
リシ為メ)ニ対シ電話ヲ以テ右状況ヲ仔細ニ通知シ嚴重取
缔方要求シ万^一依然彼等ノ行動ヲ容認放任シ置ク時ハ其間
意外ノ不祥事ヲ勃発スルコト無キヲ保セス此場合ニ於ケル
責任ハ当然露側ニ帰スヘキモノト認メラルニ依リ了承ア
リ度旨申入タル處同課長ハ該俱楽部員ノ所持セル乗船許
可証ナルモノハ宣伝行動ノ命令書ニ非ラサルヲ以テ船長ハ
之ニ服從ノ義務ナシ元來彼等ハ官憲ニ何等関係ナキ国際共
産党ナル一団体ノモノニシテ其ノ乗船ニ対シテハ官憲側ヨ
リ故障ヲ有セストノ証明ニ過キサルヲ以テ船舶側カ歓迎ス
レハ乗船シ得ヘク之ヲ欲セサル時ハ拒否サルヘキ筋合ニシ
テ若シ該船長ニ於テ貴説ノ通り船内ノ秩序維持乃至ハ作業
妨害等ノ見地ヨリ該宣伝員ノ船内出入ヲ望マサルニ於テハ
船長ノ權限ヲ以テ其ノ上船ヲ拒否スヘク而カモ猶ホ之ヲ肯
セス不法ニ侵入シ来レル場合止ムナクハ強力ヲ以テ連レ出
セハ可ナラスヤ尤モ他ノ入港船舶中同宣伝員ノ往訪ヲ歓迎
シ然ラサルモ其行動ヲ容認スル向無キニ非ラサルヘキニ付
予メ當方ヨリ該宣伝員ナルモノノ乗船ヲ阻止嚴禁スル事ハ

当港ヘ入港セルカ同船ハ約八日間在舶荷役後此等漁夫ヲ傭
入地函館ニ帰還セシメ同時ニ傭船解約ノコトトナリ居レル
ヤノ処同船カ当地入港ノ当日ハ露側官憲ニ於テ搭乗漁夫ノ
上陸ニ付厳重監視セルカ翌二十九日ヨリハ態度一変シ上陸
外出等自由トナレルハ蓋シ海員俱楽部其他ニ於テ該乗船者
カ多数労働漁夫ナルヲ奇貨ト為シ之ヲ陸上ニ誘致歛待シ
其間主義宣伝ノ実ヲ挙ケント画策セル結果同俱楽部等ノ幹
旋ニ依リ上陸許可ノ運トナレルヤ明ニシテ同日來引続キ該
俱楽部宣伝員タルニ、三名ノ日鮮人自由ニ上船シ來リ漁夫
ヲ籠絡シ俱楽部ニ來遊ヲ熱心ニ勧誘懇セル結果二、三名
主義カフレセル手合ヒ其他好奇心ニ駆ラレタル多數ハ続々
上陸外出シ俱楽部ニ於テ鑑心歎待ヲ受ケ其間共産主義ノ謳
歌鼓吹ヲ聞カサレ且ツ各種宣伝印刷物ヲ配付サレスクテ何
等書類ニ署名ヲ要求セラルニ際シ一部ハ逃ヶ帰リタルモ
ノアルモ引続キ同部ニ出入シ居レル者アル狀況ニシテ船長
ハ当初ヨリ該宣伝員ノ言動ニ対シ抗議セルニ拘ラス之ヲ肯
セス渺カラス当惑シ居ル旨本月一日朝同船一等運転士ヨリ
申出アリタリ仍テ直チニ根井書記生ヲ派シ実状調査セシメ
タルモ當時該宣伝員ハ既ニ船ヨリ帰還後ナリシヲ以テ本官

帰船セリ

從来此等ノ事件ニ關シ當方ヨリノ抗議ニ対シテハ露側当局
ハ常ニ相當ノ措置ヲ執ル可キ旨声明セルニ拘ラス改善ノ實
績顯ハレサリシモ今回前記ノ如ク答弁シ來リタルニ依リ追
テ本件ニ關シテハ外務代官ニ文書ニテ照会シ右答弁ノ趣旨
ニ依リ我方來航船舶ニ対シ周知了得セシメ置キ将来此種ト
ラブルノ發生ヲ未然ニ防遏セシメ度旨申入ルル所存ニシテ

其結果今後ノ成行監視致度茲ニ不取敢右報告ス

11 昭和2年10月14日 沢田(牛麿)、鈴木(喜三郎)、大臣他宛
北海道長官 沢田(牛麿)、内務・田中外務大臣他宛

共産主義宣伝を受けた漁船乗組員の帰国について

いて

外甲秘第一六二三八号

(10月18日接受)

昭和2年十月十四日

北海道長官 沢田 牛麿

(10月18日接受)

内務大臣 鈴木喜三郎殿
外務大臣 田中 義一殿

指定及新潟徳島各府県長官殿

浦潮ニ於テ宣伝ヲ受ケタル邦人漁夫ノ帰還ニ

関スル件

函館市大町二十二番地

相馬汽船株式会社所有汽船

第二錦旗丸(九九八屯)

右汽船ハ露人「フレブコ」経営露領堪察加西海岸「イチンスキ」漁場切揚船トレテ邦人漁夫百二十九名ヲ搭載シ途

惣通セリ殊ニ入港ノ翌日(九月二十九日)ノ如キハ漁夫ノ過半数上陸シ右宣伝員等ノ案内ニテ赤色海員俱楽部ニ至レルカ同所ニテハ石井等カ熾ニ労働者ノ自覺団結ヲ説キ函館漁業労働組合ニ加入セヨト煽動シ且ツ茶菓ノ饗応ヲナシタルニ之ニ共鳴シタル漁夫ノ一部ハ漁期間中及漁

中浦潮ニ寄港ノ上本月十一日午前五時管下函館ニ入港シタルヲ以テ厳密検索スルニ該船浦潮寄港中同地赤色海員俱楽部ノ宣伝員ノ勧誘ヲ受ケタル事実アリ且ツ漁夫松本胤雄ハ別項写ノ如キ決議文ヲ携帶シ居リ容疑ノ点アリシヲ以テ同人ト連絡関係アリシト認メラル右外七名ニ対シ(別記ノ通リ)決議文作成其他ニ関シ函館水上警察署ニ於テ取調ナルカ浦潮ニ於ケル宣伝狀況左ノ如シ

右一応及申(通)報候也

記

一、本船ハ客月二十日前記漁場ヲ切揚ケ同月二十八日浦潮ニ寄港荷役其他ノ為メ本月八日迄碇泊シ居タルカ其ノ間宣伝員ナル石井某(堪察加露國々當漁場ニ於ケル争議参加邦人帰還ノ件ヲ以テ數次既報ノ宣伝員朝鮮人石井春吉(ナランカ)外數名ハ屢々本船ヲ訪レ上陸ノ上浦潮見物ヲ

期間後(九月三十日後)ニ於ケル給料ノ支給等ニ付キ多少不可解ノ点アリト石井に語リタルヲ以テ石井ハ然ラハ

明日事業主及國營「トラスト」ニ交渉ノ勞ヲ取ルヘシトテ是等漁夫ニ満足ヲ与ヘ帰船セシメタリ

一、翌三十日前記松本胤雄並ニ池田礼助正兼菊太松田藤五郎ノ四名ハ漁夫代表ト称シ俱樂部員ト称スル矢野某並石井ニ引率セラレテ國營「トラスト」ヲ訪ヒ交渉シタルニ

「トラスト」側ヨリ本件ハ露人「フレブコ」個人ノ經營ナレハ如何トモ致難キモ充分尽力スヘシトノ回答ヲ得テ帰船セルカ其ノ後石井等ハ數回船内ヲ訪問シテ労働者待遇方ニ関シ談話ヲ為シ且ツ二回ノ演説アリタリト云フ

決議文

一、吾等ハ初期ノ目的ヲ貫徹センカ為メ飽迄モ結束ヲ固メ

決シテ裏切ル行為ニ出テサルコト

一、吾等ハ函館到着後直ニ日本労働組合評議会所属日本漁業労働組合函館支部ニ加入スルコト

三、以上ノ条件ニ関スル行為ノ権限ヲ吾等ノ選挙セシ委員

ニ委託スルコト

昭和2年九月三十日

機密第六号

昭和三年一月四日

在浦潮斯德總領事 渡辺 理恵

外務大臣男爵 田中 義一殿

國際海員俱樂部員ノ在港本邦船舶員ニ対スル

主義宣伝行為ニ関スル件

本件ニ關シテハ客月十月四日付機密第四〇五号拙信ヲ以テ及報告置キタル処爾來本官ヨリ当局側ニ懇談ノ結果宣伝員

ノ本邦船舶内ニ於ケル宣伝行為ハ遠慮シ来レル形跡アルモ
船員等カ上陸後彼等ノ勧誘ニ従ヒ國際海員俱楽部ニ出入ス
ル者漸増シアルハ事實ニシテ本件ニ関シテハ日下正面ヨリ
抗議ノ余地ナク之レカ対抗策ニ就キ攻究中ナルカ会々正月
一日ノ如モ在港本邦海員カ同俱楽部ニ於テミーチングヲ催
シタル趣ニテ赤旗紙ハ其模様ヲ報道セリ本件ニ関シテハ日
下當業者側ニ就キ取調中ニテ何レハ当局側ニ相當懇談試ル
ヘキ心組ナルモ不取敢右新聞記事別紙ノ通り及訳報
写送付先 在露大使 在亞港總領事

(別紙)

日本海員ノミーチング

一月一日ニハ当港碇泊中ナル四隻ノ日本船舶カラ四十人ノ
海員カ國際海員俱楽部ニ參集シ此ノ休日ニ於テ彼等ハミー
チングヲ催ス事ニ決シタ
海員ハミーチングニ於テ幾多ノ經濟關係問題ヲ審議シ左記
ノ如キ多クノ要求ヲ持チ出シタ(一)最低賃銀ヲ七十円トスル
コト(今日迄賃銀ハ三十五円テアツタ)(二)火夫ノ労働時間
ヲ一夜六時間其他船員ノ労働時間ヲ八時間迄ニ短縮スル
コト(今日迄火夫其他ノ船員ハ事實十時間以上モ労働シ
ヲナシ右決議ハ滿場一致可決サレタ

(一月一日 赤旗紙)

13 昭和3年4月20日 出淵外務次官(司法次官宛) 内務次官、小原(直)

第三インター・ナショナル幹部会の日本における共産主義運動支援決議について

付記 第三インター・ナショナルに対する本邦の抗議
(経過概要等)

欧一機密合第八三五号

昭和三年四月二十日

出淵外務次官

杉山内務次官殿 (各通)

小原司法次官殿

客年七月十五日第三「インター・ナショナル」執行委員会幹

タ) (2)時間外労働ニ對シテハ現在迄実際行ハレタ様ニ二、
三人ニ對シテノミテハナク全員ニ賃銀ノ支払ヲ為スコト(4)
汽船ノ現在船員ハ不足ナルヲ以テ六乃至七人増員スルコト
更ニ海員ハ皮製防寒外套ノ支給、病氣中ノ賃銀支払医師ノ
乗船、居室条件ノ改善、食費ヲ十八円乃至二十円ヨリ最少
限二十五円迄増額スルコト、解雇ノ際ノ手当支給、解雇海
員帰郷費ノ支弁ヲ要求シタ尚ミーチングニ於テハ二、三政
治關係ノ問題カ持チ出サレタ日本海員ハ夙ニ船内ニ於ケル
労働及生活条件ノ改善ヲ主張シ彼等ハ海員組合領袖ニ計ツ
タ力何等効果カ無カツタトイフニ在ル
ミーチングニ參集シタ日本海員ハ今日迄裏切者トナリ海員
間ノ職業及革命運動ヲ阻止シテ來タ現在ノ和解機関海事協
同会ノ破壊ヲ提議シ又他ノ同様ナ機関(脱)済会ノ破壊ヲ主張
シタ海員ハ海員組合ヨリ漸進主義的領袖ヲ駆逐シ日本ノ單
一職業連盟ト關係ヲ設定スヘキ事ヲ要求シタ
ミーチングノ終リニ於テ海員ハ支那事件ニ關シ決議シタ世
界ノ帝国主義諸國ハ支那国民革命解放運動ヲ欲セスシテ帝
國主義ヲ支持シ支那国民ノ搾取ヲ深刻ナラシメテ居ル支那
革命ハ植民地諸國ニ於ケル無產革命ノ原動力テアル吾人ノ
一職業連盟ト關係ヲ設定スヘキ事ヲ要求シタ
ミーチングノ終リニ於テ海員ハ支那事件ニ關シ決議シタ世
界ノ帝国主義諸國ハ支那国民革命解放運動ヲ欲セスシテ帝
國主義ヲ支持シ支那国民ノ搾取ヲ深刻ナラシメテ居ル支那
革命ハ植民地諸國ニ於ケル無產革命ノ原動力テアル吾人ノ
一職業連盟ト關係ヲ設定スヘキ事ヲ要求シタ

纂ノ資料集ニ載録セル趣ヲ以テ今般吉田瑞西公使ヨリ右記
事ノ写送付越ノ次第アリ前記決議ノ真否等詳細ハ目下調査
中ナルモ不取敢右記事ノ写並其要訳何等御参考迄茲送付ス
(省略)

部会カ日本ニ於ケル共産運動ニ關シ採択セル決議ノ抜抄ヲ
在寿府『第三「インター・ナショナル」反対國際協調』(Entente Internationale contre la III^e Internationale)編
日本國家ヲ民衆化セントスル運動ハ當然資本主義自身ニ對
スル争闘トナル可シ現時ノ日本國家ニ加フル一擊ハ即チ日
本ノ資本主義制度全般ニ對スル最モ手痛キ攻撃トナル可シ
今日日本ニ於テハ小「ブルジョア」カ急速ナル勢ヲ以テ
「プロレタリヤ」トナリツツアルヲ發見ス

日本ニ於テハ資本主義ノ発達極メテ大ナルカ故ニ民主主義
ヲ目的トスル「ブルジョア」革命ハ一躍社會主義革命ニ化
シ去ル可シ

日本ニ於ケル革命ノ原動力ハ「プロレタリア」農民並都市ノ小「ブルジョア」ノ三者ナル處就中「プロレタリア」及農民ヲ其ノ主ナルモノトス

日本ニ於テハ地主並資本家ノ構成スル反動的團結ニ対抗シテ労働者ト農民トヲ以テ革命的團結ヲ作成スルニ必要ナル一切ノ客観的条件備ハレリ

日本ニ於テ革命運動ヲ成功セシムル為メニハ労働者階級ヲシテ農民階級ニ対シ正シキ政策ヲ採用セシムルヲ要ス
「プロレタリア」ト農民トノ同盟ハ絶対的ニ必要ナリ而シテ右同盟カ革命的トナリ勝利ヲ博スルハ労働者階級カ霸權ヲ獲得シテ始メテ可能ナル可シ

労働者階級ニトリテハ民主主義ヲ目的トスル「ブルジョア」ノ革命ハ社会主義革命ニ至ル迄ノ一段階ニ過キス

革命運動ハ急激ナル勢ヲ以テ地方ノ「プロレタリア」並ニ半「プロレタリア」ノ間ニ増加シツツアリ今日既ニ農民ノ十二「ペーセント」ハ諸種ノ農民組合ニ加入ス共産主義者ハ宜シク此等ノ農民組合ヲ糾合シテ共産主義的革命家ノ指揮ノ下ニ立ツ労農党ノ傘下ニ立タシムルヤウ努力セサル可ラス
労働者階級ハ其ノ最モ進歩セル且ツ最モ革命的ナル部分換

的欠点タリシ点即分立心ヲ除去スルヲ要ス

次ニ最モ重大ナル誤謬ノ一タル点即チ青年トノ協調ノ欠如ヲ指摘セサル可ラス

上來述ヘ来レル所ニヨリテ見ルニ日本共産党ハ次ノ活動方針並ニ綱領ヲ採択スルヲ要ス

一、帝国主義的戦争ノ危険ニ対シテ奮闘スルコト

二、支那革命ニ触レサルコト

三、「ソヴィエト」連邦ヲ擁護スルコト

四、殖民地ノ完全ナル独立

五、議会ノ解散

六、王朝ノ廃止

七、十八歳以上ノ男女ニ選挙権ヲ賦与スルコト

八、集会、結社、団結、言論、並出版ノ自由

九、八時間労働

十、失業保険

十一、反労働者の法律ノ廃止

十二、皇室、國家並ニ教会ニ属スル土地ノ没収

十三、所得ニ対スル累進税

前記諸要求ハ労働農民政府ノ綱領並「プロレタリア」独裁

言スレハ共産党ノ指揮ノ下ニ立ツ時ニ於テノミ勝利ヲ博スルヲ得ヘシ

日本共産党幹部ノ根本的誤謬ノ一ハ共産党ナルモノヲ理解セサルコト並ニ其ノ使命ヲ余リニ軽ク見ルコト及ヒ共産党カ労働運動ニ於テ特殊ノ重大ナル意義ヲ有スルコトヲ輕視スルコトニ存ス

目下最モ根本的ナル任務ハ共産党ヲシテ数ノ点ニ於テ大ニ発達セシムルニアリ勿論理想並政策ノ点ニ於テ共産党ヲ發達セシムル為メニ努力スルヲ要スモ之ト同時ニ共産党ハ多数者ノ政党トナリ且ツ日本「プロレタリア」ノ進歩分子並ニ革命分子ヲ一切網羅シテ之ヲ共産党ノ下ニ糾合組織スルヲ要ス

現下ノ状勢ニ於テハ共産党ナルモノハ社会民主主義ヲ打破セスンハ發達ノ見込ナシ此ノ原理ハ日本ニ於テモ亦眞理ナリ

爾日本共産党ハ共産主義者ノ影響ヲ被ルコト最モ大ナル労働農民党ト目下露西亞系ノ影響ヲ受ケツツアル左翼「サンヂカリリスト」党トヲ合同セシムルヤウ努力スルヲ要ス
共産党ハ過去ニ於テ不幸ノ原因ニシテ且ツ其ノ幹部ノ根本

ニ添付セラレサル可ラス

日本代表カ其ノ誤謬ヲ認メ且ツ共産主義「インターナショナル」ノ訓令並ニ決議一切ノ受諾セル事實ニヨリ日本共産

党ハ正シキ活動方針ヲ採用シ得ルヲ保証スルニ足ル

(付 記)

第三「インタナショナル」ノ行動ニ対スル帝国

政府ノ対露抗議

第三「インタナショナル」ハ客年七月執行委員会幹部会ニ於テ日本共産運動ニ關シ我國体ト根本的ニ相容レサル箇条ヲ含ム決議文ヲ採択シタル旨「インプレコール」ニ掲載セルヲ以テ本大臣ハ曩ニ在本邦露国大使ヲ通シ嚴重ニ同政府ノ注意ヲ喚起シ置キタルカ去ル五月二十四日ノ露国共産党機関紙「プラウダ」ニ抛レハ該執行委員会ハ更ニ帝国ノ対支出兵ニ關シ帝国ノ政策ヲ故意ニ曲解誹謗シ且我國農民及兵士ニ対シ革命ヲ煽動スル激越ナル言辞ヲ含ム抗議の檄文ヲ決議公表シタル趣ナリシニ由リ右ハ本大臣ノ警告ヨリ以前ノ事ニ属スルモ此種ノ言動ニ対シテハ繰返シ警告ヲ与フルヲ適當ト認メ田中駐露大使ヲシテ露国政府ニ対シ前記ノ如キ檄文カ第三「インタナショナル」執行委員会ノ名ニ於

テ公表セラレタルコトハ我国民ノ默過スル能ハサル所ナル

ヲ以テ露国政府ニ於テ日露基本條約ノ解釈ノ如キ末節ノ議論ニ拘泥スルコトナク日露親善ノ本義ニ立脚シ将来第三

「インタナシヨナル」ヲシテ此種言動ニ出テサル為慎重ナ

ル考慮ヲ加フル様口頭ヲ以テ嚴肅ニ抗議方電訓シタリ

仍テ田中大使ハ「カラハン」ヲ訪ヒ前記訓令ノ趣旨ヲ体シ

日露親善關係保持ノ見地ヨリ本件ニ對シ露國側ノ深甚ナル

注意ヲ喚起シ其ノ適當ト思考スル方法ニ依リ右ノ如キ非友

誼的行為ノ繰返サルコトヲ防止スル様警告シタル処「カラハン」ハ正面ヨリ回答スレハ露国政府ハ第三「インタナシヨナル」ニ對シ關係ヲ有セサルヲ以テ其ノ言動ニ付何等

措置ヲ執ル能ハスト謂フノ外ナシ然レトモ日本政府ニ於テ兩國親善ノ為友誼的ニ警告セラレタル所ニ對シテハ露国政

府ニ於テモ同様ノ精神ニテ之ヲ傾聴ス可シ唯如何ナル措置

ヲ執ルヤヲ詰問サルニ於テハ前述ノ通表向キノ回答ヲナ

スノ外ナク露国政府ニ於テ執ラントスル措置アリトスルモ

之ヲ明言スルニ不便ナル事情アリ願ハクハ深甚ナル注意ヲ

喚起スル程度ニ止メ夫レ以上追求セサラムコトヲ望ム日本

政府注意ノ次第ハ露国政府ニ充分ニ徹底セシム可シト答ヘ

タル趣回報アリタリ

本件ニ對スル我方警告ノ趣意ハ條約乃至法律論ヲ離レ「ソヴィエト」政府ヲシテ事實上第三「インタナシヨナル」ノ行動ヲ制肘シ我國ニ對スル宣伝行為ヲ阻止セントスルニ在リタルモノナリ固ヨリ露国政府及第三「インタナシヨナル」ノ行動ハ今後常時嚴重ニ監視スルヲ要スト雖今回ノ田中大使ニ對スル「カラハン」ノ回答ハ取締ノ具体的方法ヲ示ササルモ能ク我警告ノ趣旨ヲ了解シ政府部内ニ其ノ趣旨ヲ徹底セシムヘキヲ約シタルモノナルカ故ニ相當ノ効果ヲ期待シ得ヘシト認メラル

編注 本文書冒頭に「本件交渉世間ニ公表セラルトキハ露國側ニ於テ事實上取締ヲ行フニ阻碍トナルヘキヲ以テ極秘ト致度シ」との欄外記入があるが、記載者は不明である。

帝国ノ對支出兵ニ關スル第三「インターナシヨナル」執行委員会ノ抗議的檄文全訳

(昭和三年五月二十四日「プラウダ」掲載)要旨

日本ハ山東ヲシテ滿州ノ轍ヲ踏マシムル為之ヲ占領シ以テ支那分割ノ第一歩ヲナシツアリ日本ノ反動内閣ハ汎ユル

恐怖手段ニ訴ヘテ労働者及農民ヲ圧迫セルモ最近ニ於ケル事例ニ徵セハ「プロレタリヤ」ハ次第ニ抬頭シツツアリ之ヲ見タル反動内閣ハ自己ノ地位ヲ鞏固ニスル為外交上ノ勝利ヲ博スル目的ヲ以テ山東ニ出兵セリ日本ノ労働者農民及兵士ヨ卿等ハ支那國民ノ頭上ニ翳サレタル劍ヲ排除シ山東ノ占領ヲ防遏セサル可ラス卿等ハ支那ニ派遣ノ軍隊及武器ノ輸送ヲ阻止シ且支那領度ニ放置セラレタル兵士ヲシテ日本帝国主義ノ敵支那革命ノ同盟者タラシメ且日本ノ資本主義壊滅ノ闘士タラシメヨ

張作霖、蔣介石、馮玉祥ハ共ニ帝國主義諸外國ノ走狗ニシテ

支那「プロレタリヤ」ノ公敵ナリ英國ハ日本ノ掠奪ヲ奨励シ日本ノ山東進出ハ米國ノ帝國主義ヲ拡大セシメントス

支那ニ對スル襲撃ハ新ナル世界戰争ノ發端ニシテ日本ノ開始セル支那ノ分割ハ正シク右戰争ニ至ル第一歩ナリ

世界ノ労働者ヨ卿等ハ支那ノ分割ニ反対スル支那革命ヲ擁護シ帝國主義的戰争ヲ化シテ内乱タラシムルニ努メヨ

日本ノ掠奪ニ對スル組織的抵抗万歳

帝「ミカド」ノ政府ハ彼ノ様々ナル帝國主義ノ徒ニ一再ナラス買収セラレテ而モ現在米國帝國主義者ニ買収セラレシ蔣介石ニ對シ戰ヲ挑ムモノニ非ス山東及滿州ニ於ケル日本ノ帝國主義者ハ支那國民ニ對シ強奪的戰争ヲ開キツツアル

ナリ日本帝国主義ノ徒ハ第一着手トシテ公々然タル支那分割ニ突進セリ何トナレハ日本ニ於ケルブルジョア地主的反動政府ハ白昼公然タル戦争ノ助ケニ依ツテノミ全国民ノ前ニ其ノ存在ヲ確保スルヲ得ルモノナレハナリ

労働運動ニ残酷ナル圧迫ノ手ヲ加ヘ農民ヲ銃殺シ数百ハ愚カ数千ノ闘士ノ投獄ヲ敢テセシ日本ノファッシズムハ自身ノ独裁專制ヲ蔽ハシカ為詐欺的議会ヲ利用スルコトストラ能クシ得サル状態ニ在リ

過クル日ノ総選挙ノ背景ニハ恐怖主義ノ仕込マレ居リシコトヲ見逃ス可ラス反動ノ徒ハ総選挙ニ於テ革命的戦線ヲ布ク労農階級労働者及農村貧困者ヨリ成ル再生共産党ノ進出ヲ阻止シ得サリキ

左翼労農党即労働農民党ハ先般ノ市会議員選挙當時ト比較スル時其ノ数二倍ニ増大セリ

ブルジョア的反動ノ徒ハ社会民主党ノ支持アルニモ拘ラス既ニ労働者ノ声ヲ制御スルノ力無キ状態ニアリ

ブルジョアハ選挙ノ結果ニ対シ日本ニ於テサヘ未タ其ノ例ヲ見サリシ大々的圧迫ノ挙ニ出テ法律ニモ依ラスシテ秘密ニ行動スルヲ余儀ナクセシメラレタル共産党ハ論スル迄モ

日本ノ労働者農民及兵士等ヨ卿等ハ支那国民ノ頭上ニ翳サレタル劍ヲ排除セサルヘカラス是レ卿等ニ取リテハ最モ重大ナル革命的義務ナリ卿等ハ山東ノ流血的占領ニ対シテハ組織的犠牲的闘争ヲ以テ政府ニ対抗セサルヘカラス而シテ其ノ第一步ハ日本ニ於テ開始セラレサルヘカラス

卿等ハ自己ノ革命的機關ヲ組織シテ之ヲ鞏固ニシ之ヲ拡大ナラシメヨ

卿等ハ確信ト自覺トヲ以テ共産党ノ旗幟ヲ高ク掲ケヨ

卿等ハ現下ノ重大時期ニ於テ虚偽ト約束ト粉飾セル言語ノ仮面ヲ被レル「レフォルミスト」的（第二「インター・ナショナル」的）裏切者ヲ駆逐セヨ

卿等ハ帝国主義ノ徒党ニ対シ支那ヲ始メ其ノ他ノ植民地ヨリ全軍隊ヲ即時撤退セシムヘシトノ卿等ノ要求ヲ容レシメヨ

卿等ハ支那国民に敵対ノ目的ヲ以テ新ニ派遣セラルル軍隊及新ナル武器ノ輸送ヲ阻止スルカ為大衆的闘争ノ力ト手段ヲ利用スヘシ

卿等ハ新ナル掠奪的行為ノ正体ヲ暴露セシムルト同時ニ政府ノ都合ノ為支那領土ニ放置セラレシ兵士ヲシテ日本帝国

ナリ日本帝国主義ノ徒ハ第一着手トシテ公々然タル支那分割ニ突進セリ何トナレハ日本ニ於ケルブルジョア地主的反動政府ハ白昼公然タル戦争ノ助ケニ依ツテノミ全国民ノ前ニ其ノ存在ヲ確保スルヲ得ルモノナレハナリ

労働運動ニ残酷ナル圧迫ノ手ヲ加ヘ農民ヲ銃殺シ数百ハ愚カ数千ノ闘士ノ投獄ヲ敢テセシ日本ノファッシズムハ自身ノ独裁專制ヲ蔽ハシカ為詐欺的議会ヲ利用スルコトストラ能クシ得サル状態ニ在リ

過クル日ノ総選挙ノ背景ニハ恐怖主義ノ仕込マレ居リシコトヲ見逃ス可ラス反動ノ徒ハ総選挙ニ於テ革命的戦線ヲ布ク労農階級労働者及農村貧困者ヨリ成ル再生共産党ノ進出ヲ阻止シ得サリキ

左翼労農党即労働農民党ハ先般ノ市会議員選挙當時ト比較スル時其ノ数二倍ニ増大セリ

ブルジョア的反動ノ徒ハ社会民主党ノ支持アルニモ拘ラス既ニ労働者ノ声ヲ制御スルノ力無キ状態ニアリ

ブルジョアハ選挙ノ結果ニ対シ日本ニ於テサヘ未タ其ノ例ヲ見サリシ大々的圧迫ノ挙ニ出テ法律ニモ依ラスシテ秘密ニ行動スルヲ余儀ナクセシメラレタル共産党ハ論スル迄モ

日本ノ労働者農民及兵士等ヨ卿等ハ支那国民ノ頭上ニ翳サレタル劍ヲ排除セサルヘカラス是レ卿等ニ取リテハ最モ重大ナル革命的義務ナリ卿等ハ山東ノ流血的占領ニ対シテハ組織的犠牲的闘争ヲ以テ政府ニ対抗セサルヘカラス而シテ其ノ第一步ハ日本ニ於テ開始セラレサルヘカラス

卿等ハ自己ノ革命的機關ヲ組織シテ之ヲ鞏固ニシ之ヲ拡大ナラシメヨ

卿等ハ確信ト自覺トヲ以テ共産党ノ旗幟ヲ高ク掲ケヨ

卿等ハ現下ノ重大時期ニ於テ虚偽ト約束ト粉飾セル言語ノ仮面ヲ被レル「レフォルミスト」的（第二「インター・ナショナル」的）裏切者ヲ駆逐セヨ

卿等ハ帝国主義ノ徒党ニ対シ支那ヲ始メ其ノ他ノ植民地ヨリ全軍隊ヲ即時撤退セシムヘシトノ卿等ノ要求ヲ容レシメヨ

卿等ハ支那国民に敵対ノ目的ヲ以テ新ニ派遣セラルル軍隊及新ナル武器ノ輸送ヲ阻止スルカ為大衆的闘争ノ力ト手段ヲ利用スヘシ

卿等ハ新ナル掠奪的行為ノ正体ヲ暴露セシムルト同時ニ政府ノ都合ノ為支那領土ニ放置セラレシ兵士ヲシテ日本帝国

無ク又合法的労働者農民青年ノ機関ニ対シテモ圧迫ノ手ヲ下セリ政府ノ庇護ヲ禱ニ貴族的庶民ハ反動主義ニ反対スル者ヲハ容赦ナク公然殺害シツツアリ

然レトモ闘争ニ対スルプロレタリアートノ意志ニハ何等動搖ヲ來タサス論ヨリ証拠共産党ハ恐怖手段ノ大鉄槌ニ堪エタリ日本ニ於ケルメーデーノ示威運動ニハ数十万ノ労働者ノ参加ヲ見タリ同盟罷工的運動ハ中止セラレス農民階級間ノ動搖甚タシク而モ解散ノ憂目ヲ見シ労働農民党機関ハ愈々結束ヲ固メツツアリ

衆議院議員ノ半数ヲ買収セシニモ拘ラス尚反対者ノ危険ヲ免ルル能ハサル田中内閣ハ銃剣ノ威力ニ依ツテ辛フシテ維持セラレツツアリ

然レトモ該銃剣ハ其ノ掌中ニ於テ動搖ヲ始メタリ地主的ブルジョア反動ノ徒ハ軍隊内ノ軍紀維持ノ為最モ熾烈ナル恐怖制ヲ布ケリ国内ニ於テ軍事的独裁ヲ鞏固ニシ労働階級ノ注意ヲ政治的危機及經濟的恐慌ヨリ他ニ転セシムルカ為帝「ミカド」ノ政府ハ山東ニ於テ容易ニシテ且光輝アル勝利ヲ博セント焦慮シツツアリ

支那革命ノ絞殺吏ハ取りモ直サス北方ノ張作霖南方ノ蔣介石西方ノ馮玉祥及此等ヲ取巻ク將軍ノ一味ナリ彼等ハ民族的革命運動トノ闘争ニ於テ外国帝国主義者ノ援助ヲ請ヘリ彼等ハ總テ帝国主義的團体ノ傭兵タルナリ此等ノ徒党ハ自己ノ為経済上ノ利益ヲ獲ルノ目的ヲ以テ支那ヲ征服セント努力シツツアルナリ

張作霖ハ公々然日本ノ山東占領ニ関係セリ蔣介石ハ一ヶ年ニ亘ル鬱蹙スヘキ裏切ヲ以テ該占領ニ門戸ヲ開キ此ノ挙ヲ容易ナラシメタリ

支那ブルジョアハ帝国主義ト妥協スルカ為国民的革命ノ血ヲ奪ヒ善良ナル労働者及農民ヲ苦シメ之ヲ火炙ニシ之ヲ銃殺セリ反革命的国民党（コミニタン）ハ外国帝国主義者トノ密議ヲ隠蔽シ支那ニ於ケルボリシエヴィーズムノ絶滅ハ

帝国主義者ノ干涉ヲ無クスルコトヲ保障スルモノナリト言ヒ触セリ然レトモ日本ノ山東占領ハ斯カル虚偽的宣伝ヲ粉微塵ニセリ

支那労働大衆ハプロレタリアートノ指導ノ下ニ於テノミ國内ノ反革命ヲ根絶シ革命的支那ノ独立ヲ贏チ得ルナリ独リソヴィエト制ヲ採レル労働者及農民ノ政府ノミハ帝国主義ノ全陣地ヲ挫キ國內ニ日本ニ於テハ労働者及農民ヲ足ニテ踏付ケ死ニ瀕セシメツツアルコトヲ記憶セヨ卿等ノ兄弟及父兄ハ獄舎ニ呻吟シ卿等ノ妻、子供ヲ嘲弄シツツアリ

両国ノ兵士諸君ヨ卿等ハ同胞的革命ノ連帶ノ為互ニ手ヲ取リ如何ナル犠牲ヲモ厭フ勿レ卿等両国ノ軍隊ハ各々反革命戦線ノ解散ニ努力スルヲ要ス而シテ支那革命擁護ノ為其ノ勢力ノ合同ヲ図ルヲ要ス先ツ支那ヲ征服シ然ル後分割ノ挙ニ出ツルハ帝国主義者ノ政策ナリ帝国主義者等ハ右掠奪的計画ノ第一步トシテ民族革命ニ敵対スルカ為合同的軍事干渉ヲ敢テセリ日本ノ山東占領ハ該計画ノ第二階梯ナリ日本ニ追従シ爾余ノ帝国主義の掠奪者英國及米國ハ支那占領ノ横領的行為ノ分前ヲ要求シツツアリ

駐在スル帝国主義者ノ經濟的政治的代官ヲ塵殺シ國際プロ

ヲ受クルボルドウイン政府ハ其ノ独特ノ殘忍性ヲ以テ民族的革命運動ヲ打破セント企図シツツアリ是レ印度及太平洋ニ於ケル自己ノ陣容ヲ保持シテ之ヲ堅固ニセンカ為ナリ山東ノ占領ハ米國ノ軍事的行動ヲ拡大セシメ且又之ヲ峻烈ニ導クモノナリ華盛頓政府ハ植民地ノ分割新販路市場及原料ノ源泉ノ獲得ニ日モ是レ足ラサル有様ナリ

南京事件及山東占領ノ騒擾ハ支那ノ無監視の掠奪ノ可能ヲ保証スルカ為何者ニモ臆セサル米國帝国主義ノ正体ヲ暴露スルモノナリ

共産インターNAショナルハ再三支那国民ニ対スル襲撃ハ新ナル世界戦争ノ大怪物ノ出現ニ備フルモノナリトノ警告ヲタリ今ヤ世界的變災ハ著シキ速度ヲ以テ歩一步進展シツツアリ

「ソヴィエト」連邦ニ対スル攻撃ノ急ナルハ世界ノ掠奪者カ新ニ世界ノ分割ヲ行ハントスル一般準備的企図ノ一部分ナリ國際的革命運動ノ城塞及灯台ブルジョアノ軍事的詭計テノ戰争ノ煽動者ニ取リテハ大ナル脅威ナリ

レタリアートノ支持ノ下ニ民族的革命ヲ戰利ニ導キ同革命ノ面前ニ社会主義ニ至ルノ広大ナル道ヲ開クヲ得ルナリ支那ノ労働者農民及都市貧困者ヨ卿等ハ唯自身ノ力ニ信ヲ措カレヨ卿等ハ自己ノ機關ヲ再建シ鞏固ニシ其ノ階級的意識ヲ高潮セシメヨ卿等ハ共產党ヲ中心ニ密接ニ團結セラレヨ蔣介石ノ兵士諸君ヨ余ハ卿等ニ借問ス卿等ハ此ノブルジョアノ諸兵ハ一箇年前上海ニ於テ國際帝国主義者ニ對シ革命的戰線ヲ布キシ叛逆者夫レ自体ナルヲ知レリヤ

田中軍隊ノ兵士ヨ卿等ハ此ノ將軍的独裁者ハ卿等ノ階級ノ最モ寧猛ナル仇敵ナルコトヲ記憶セヨ又此ノ軍事的独裁者ハ卿等ノ卿士英國ハ日本ノ掠奪ヲ獎励シ且煽動シ軍事的占領ニ自身モ關係セント目論見ツツアリ

上海ヨリ印度軍隊召還ノ必要、香港ニ於ケル英國軍隊内ノ頽廃的氣分、印度ニ於ケル革命的基脚ノ抬頭、英國プロレタリアート善良分子ノ階級的團結及克己的精神此等ハ英國ヲシテ大々的軍事行動ヲ困難ナラシムルノ原因ナリ然レトモ自國ノ經濟的恐慌ニ戰慄ヲ禁シ得サル英國帝国主義ハ殖民地ノ獲物ニ見切ヲ付クルノ勇気ナシ

労働党及労働本部（ゲンソウエト）ノ裏切的統帥者ノ支持世界ノ労働者ヨ！卿等ハ新銳ナル勢力ト襲撃ヲ以テ支那ノ軍事的分割ニ反対スル一人ノ兵士ヲモ一挺ノ拳銃ヲモ存在セシムヘカラストノ標語ヲ實行セヨ卿等ハ世界戦争ニ導ク総テノ危険ヲ除去セヨ卿等ハ第一インターNAショナル及アムステルダムインターNAショナルハ早ヤ既ニ一九一四年ニ行ハレシ裏切的行為ニ準備怠リナキ有様ナリ卿等ハ帝国主義的戰争ヲシテ内乱ニ変セシムルカ為撓マス臆セス奮闘ヲ続ケヨ

支那革命万歳！

支那ノ軍事的分割ニ着手スル掠奪的帝国主義者ヲ屠レ！

帝国主義的軍隊ノ支那革命ヘノ乗移リ万歳！

日本ノ掠奪ニ対スル組織的抵抗万歳！

新世界戦争ノ準備ヲ一掃セヨ！

資本主義ニ対スル労働者ノ挑戦準備万歳！

社会革命万歳！

共産インターNAショナル執行委員会西歐局

対日共産主義宣伝および漁区問題等に関する

会談要領

大臣会見録 第六十二

五月二十九日午後田中大臣ハ露国大使ノ来省ヲ求メラレ同大使トノ間ニ左記要領談話ノ交換アリタリ

一、支那問題

大臣ヨリ五月十七日英米仏伊ノ代表者ニ対シテ為サレタル（大臣会見録第六十参照）ト大体同様ノ談ヲ為サレタルニ對シ

露国大使ハ露西亞トシテハ目下支那トノ関係ハ頗ル変態ニアルモ遠カラス平常關係ニ復シ得ヘキヲ期待シ居リ支那問題ハ依然トシテ重要視シ居ル処唯日本政府ノ真意ヲ打明ケ吳レラレタルハ甚タ感謝ニ堪エ露西亞トシテハ先般「チヂエリン」氏ノ声明シタル所ハ其不変ノ対支政策ヲ示セルモノナルニヨリ之ニヨリ御承知アリ度キ旨ヲ述ヘタリ

二、日本ノ共産主義者問題

変革セントスル陰謀ヲ廻ラシ居リタルニ付テハ貴大使ニ於テモ前任大使同様第三インターナショナルカ今後斯カル國交ニ有害ナル行動ヲ為ササル為メ莫斯科政府ニ於テ適當ナル方法ヲ執ラレ度自然ルヘク進言アリ度ク右ハ素ヨリ莫斯科政府ニ取締ノ責任アリトシテ要求スル意味ニハアラス両國國交ノ重大ナルヲ顧念スルカ故ニ貴大使ニ於テ自分ノ希望ヲ取次カレンコトヲ御願スル次第ナリト陳ヘラレタルニ

露国大使ハ過去一、二ヶ月間ノ不愉快ナリシコトハ閣下御察シノ通リナリ若シ之カ他国ノ大使ナリシナランニハ定メシ騒キ立テシ事ナラント存ス唯タ自分ハ一意國交ノ前途ヲ憂ヒ而カモ憂フル所ヲ八釜シク言葉ニ表ハスヨリモ静ニ我挙措ニヨリテ表ハスニ如カスト存シ不愉快ナル出来事ニモ陰忍シテ終始シタリ閣下ニ於テ之ヲ認メクレラレシハ誠ニ欣快ニ堪エヌ尚「ドウガレウスキ」氏カ露西亞ノ支那ニ於ケル行動ノ日本ノ利益ヲ害セサランタメ尽力スル所アリタルハ自分モ承知セリ又御話シノ「インプレコール」ニ付テハ出淵次官ヨリモ自分ニ御話シノ次第アリタルモ自分ノ今マテ得タル情報ニ依レハ「イン

三、国営留保漁区問題

大臣ヨリ漁場經營ニ關シ本年一年限リノ措置シテ日本人ノ為昨年度ノ契約ヲ其儘延長シ貰フコトナク非常ニ便利トナリシハ感謝シ居ル所ナルカ露国側ニテ其内ノ優良漁区七箇所ヲ国営ノ為メ留保セントノ希望ヲ固執セラル結果繫争ノ儘條約実施トナリタル処日本人ノ現有勢力ヲ尊重ストノ調印當時露西亞側声明ノ趣旨ニモ鑑ミ此際右七個ノ漁区モ本年限リ日本ノ為メ讓ラル様貴大使ニ於テモ何トカ御尽力アリ度キ旨ヲ述ヘラレタルニ

露国大使ハ條約ノ規定ニ依レハ露国國営及「コオペラティーズ」ト個人經營ノ漁区トノ割合ハ二割ト八割ト云フコトニナリ居レリ然ルニ日本人經營ノ漁区ハ遙ニ其割当テヲ超エ居ルカ故ニ繫争中ノ七漁区ヲ露国國営ニ讓ラル

ルモ条約上決シテ不利ノ立場ニ置カルモノニアラス強ヒ
テ該漁区ヲ日本側ニ留保セラル結果露國地方官憲カ
種ノ反感ヲ起シ以テ日本人ノ漁区全体ニ付其經營上無理
ナ注文ヲ出シ若クハ種々問題ヲ起ス様ノコトトナリテハ
日本當業者ノ利益ニモアラス故ニ此七ヶ所ハ露國ニ譲ラ
ルルトモ其他ノ漁場ニ付何等問題ナク經營セラルコト
反テ日本ノ利益ニアラスヤ即チ日本人經營ノ漁場全体ノ
利益ヨリ考ヘテ該七漁区ハ露西亞側ニ譲ラルコト最モ
問題ヲ實際的ニ解決スルモノナリト信スト答ヘ
大臣ヨリ條約ノ規定ヲ離レ事實問題トシテ日本當業者ハ
現有勢力尊重ノ露西亞側声明ニ鑑ミ本年モ引続キ經營シ
得ル見込ニテ既ニ諸般ノ準備ヲ進メタルヲ以テ今俄ニ条
文ヲ楯ニ取リ之ヲ中止セシムルトキハ其損害モ大ニシテ
當業者ハ甚タ氣ノ毒ナル立場ニ在リ依テ貴大使ニ対シ難
キヲ強フルハ忍ヒサル次第ナルモ我當業者ノ困難ヲモ十
分參酌セラレ本年一年限リノコトナレハ莫斯科ニ於テ我
方希望ヲ容ルル様是非御尽力アリ度キ旨重ネテ申入レラ
レタルニ
露西亞大使ハ條約ヲ離レテ言フモ該漁区ノ契約ハ一年ニ
友誼的ナルノミナラス我国農民及兵士ニ対シ革命ヲ煽動ス
ル激越ナル言辭ヲ含ミ居ル処同執行委員會幹部会ハ客年七
月日本共產運動ニ關シ我國體ト根本的ニ相容レサル箇条ヲ
含ム「テーブ」ヲ採決シ居リ共產党事件ノ為極メテ銳敏ト
ナリ居ル我國ノ輿論カ第三「インターナショナル」ノ此種
言動ニ対シテ不快ヲ感シ不安ノ念ニ馳ラルハ當然ノ事ト
云フヘク為ニ日露ノ国交ニ不測ノ結果ヲ招来スルナキヲ保
セス団体ヲ異ニシ制度ヲ異ニスル両國間ノ親善ハ相互ニ他
ノ國體制度ヲ尊重スルニアラサレハ之ヲ庶幾スル能ハサル
コト多言ヲ要セサル所ニシテ帝国政府ハ露國當局ノ誠意ニ
信頼スルカ故ニ今直チニ第三「インターナショナル」ト
「ソヴィエト」政府トノ關係ニ關スル同政府從來ノ見解ニ
駁論ヲ加ヘ北京條約第五条ヲ援用シテ抗議ヲ提出スルカ如
キ意志ナキモ右両者間ニ事實上密接ナル關係存在スルコト
ハ周知ノ事実ナルニ鑑ミ我國民ニ於テ前頭「プラウダ」紙
所載ノ如キ檄文カ第三「インターナショナル」執行委員會
ノ名ニ於テ公表セラルルヲ默過スル能ハサルハ露國當局ニ
於テモ諒解ニ難カラサル所ト信ス就テハ「ソヴィエト」政
府ニ於テ條約論乃至法律論ニ拘泥スルコトナク日露親善ノ

シテ今年春ヲ以テ期限満了シ居リ露西亞側ニ於テモ本年
コソハ自ラ經營シ得ヘキヲ信シテ諸般ノ準備ヲ進メ居ル
次第ナリ即チ露西亞側トシテハ條約上ヨリ言フモ其他ヨ
リ考フルモ其主張ハ容疑ノ余地ナシト確信シ居ルカ故ニ
自分ヨリ如何ニ進言スルモ成功覺束ナシトハ存スルモ閣
下折角ノ御話ノ次第ハ莫斯科ニ取次クヘシト答ヘタリ
(昭和三年五月三十日 潤田電信課長口述)
編注 右大臣會見録中、共產主義問題に関する部分の要約は
六月一日付田中外務大臣より在ソ連邦田中大使宛電報
自分ヨリ如何ニ進言スルモ成功覺束ナシト確信シ居ルカ故ニ
下折角ノ御話ノ次第ハ莫斯科ニ取次クヘシト答ヘタリ
第一七六号で電送された。
15 昭和3年6月25日 田中外務大臣より
在ソ連邦田中大使宛(電報)
第三インターナショナルの山東出兵をめぐる
対日批難につき抗議方訓令
本省 6月25日後発
第二二五号
五月二十四日ノ「プラウダ」ニ發表セラレタル帝國ノ對支
出兵ニ關シ第三「インターナショナル」執行委員會ノ採決
セル抗議的檄文ハ帝國ノ政策ヲ故意ニ曲解誹謗シ甚シク非
方ノ應対振電報アリ度シ
16 昭和3年6月27日 在ソ連邦田中大使より
田中外務大臣宛(電報)
対日宣伝についての我が方の抗議に対するソ
連側の応答振り報告
モスクワ 6月27日後発
本省 6月28日後着
第二四九号
貴電第二二五号ニ關シ
二十七日「カラバン」ニ會見後訓令ノ趣旨ヲ述ヘ日本政府
ハ本件ヲ提ケテ貴方ト爭議セントスルニアラス日露親善關係
保持ノ見地ヨリ貴方ノ深甚ナル注意ヲ喚起シ貴方適當ナ
リ思考サルル方法ニ依リスル非友誼的ノ記事掲載ヲ繰返
ササル様措置セラレシコトヲ要望スルモノナル旨ヲ説述シ
タルニ「カ」ハ然ラハ考慮ノ後御陳述ニ対シ正面ヨリ回答
スレハ第三「インターナショナル」ニ対シ蘇政府ハ關係ヲ

有セサルヲ以テ其ノ決議乃至宣言等ニ付措置ヲ執ル能ハスト云フノ外ナシ之貴官ニ対シテノミナラス各国ニ対シ從来蘇政府ノ答へ居タル挨拶ナリ殊ニ本件ノ場合ハ外国新聞ノ転載ニ過キサルコトト又共産党ノ機関紙ニシテ政府ノ機関紙ニアラサル「プラウダ」ニ現ハレタルコトハ一層本件ニ對スル措置ヲ困難ナラシム云々ト述ヘタルニ依リ本使ハ貴方ノ形式的乃至理論的答弁ヲ求メントスルニアラス要ハ貴國国交ヲ如何ニシテ円満ニ維持スヘキヤニ出發ス貴国政府ハ共産党ノ政府ニシテ「プラウダ」ハ党ノ最高機関紙ナルヲ以テ若シ貴国政府ニ國交維持ノ誠意アリトセハ何等カノ措置ヲ執リ得サル訳ナシ今少シク踏込ミタル回答ヲ望ムト述ヘタルニ「カ」ハ日本政府カ兩国親善ノ為友誼的ニ警告サルルハ蘇政府ノ充分諒トスル所ニシテ蘇政府ニ於テモ同様ノ精神ヨリ御注意ヲ傾聴スヘシ然リト雖之ニ対シ如何ナル措置ヲ執ルヤヲ詰問サルレハ前述ノ正面回答ニ復帰スルノ外ナシ願クハ深甚ナル注意ヲ喚起スル程度ニ止メラレ其レ以上追求セラレサランコトヲ望ム蘇政府ト共産党ノ關係共産党ト第三「インターナンショナル」ノ關係等ニ鑑ミ蘇政府カ其ノ執ラントスル措置アリトスルモ之ヲ貴方ニ明言ス

顛倒ト思考シタルヲ以テ前記ノ会見ニ於テハ幾分後者ニ重キヲ置キ先方ニ説述シ置キタリ

17 昭和3年7月19日 在本邦伊國大臣 会談

田中外務大臣

ソ連の共産主義宣伝対策にかかる日伊提携 等についてアロイジ伊国大使との会談要領

大臣会見録 (六十六)

七月十九日午前十時田中大臣ハ其官邸ニ於テ伊国大使ト会見セラル会談要領左ノ通り

伊国大使ヨリ先日御目ニカカリタル際何事モ遠慮ナク話セトノ御言葉ナリシニヨリ今日八日伊ノ関係ニ付自分ノ赴任前ヨリ考へ居タル所ヲ率直ニ御話シ申上クル為メ特ニ來訪方御願致シタル次第ナリト前提シ

自分ノ觀ル所ニテハ日伊両国ハ其ノ成り立チ国情及國際政局ノ上ニ於ケル地位等種々ノ点ニ於テ相類似ス例ハ國体ヨリ言フモ伊太利ハ國権主義ノ憲法ヲ有シ日本モ又皇室中心主義ノ政治ヲ行ヒ共ニ其主義ハ各々國民ノ愛國心ニ胚胎スル所ナリ之ヲ国情ニ付テ見ルモ両国共ニ原料品ニ乏シク之カ供給ヲ外國ニ仰ガサルヘカラル狀態ニシテ更ニ人口ハ日

ルニ不便ナル事態アリト言ヒ尚其ノ後重ネテ本使ヨリ説明シタルモ之以上ハ云フヲ得スト云ヒ日本政府ノ御注意ノ次第ハ蘇政府ニ充分ニ徹底セシムヘシト述ヘタルニ依リ其ノ辺ニテ之ヲ打切りタルカ余談トシテ「カ」ハスカル檄文ハ(共産党新聞ノコトナラン)ニモ現ハルルヲ以テ世界共産党ノ機関紙ヲ以テ任スル「プラウダ」トンテハ之カ転載ヲ拒ムコト甚タ困難ナリ併シ日本人カ懸念サルカ如キ影響アリト思ハレスト云ヒ又日本ノ新聞ニモ時々蘇政府ノ政策ヲ露骨ニ誹謗又ハ中傷セル記事論説屢々現ハレ事ノ甚シキモノニハ我出先官憲ヲシテ注意ヲ喚起セシメ居レリ其レ以上積極的ニ新聞掲載事項ニ干渉センコトヲ要求セス併シ日本官憲ハ自ラ注意ノ意味ヲ諒解シト場合ニ依リ適當措置セラレ居ルモノト信スト諷刺的ニ述ヘ居タリ

尚序乍ラ申添度ハ御訓令ハ第三「インター・ナショナル」ノ檄文ニ重キヲ置クヤ又ハ當國ノ重要新聞カ之ヲ掲載シタル事實ニ重キヲ置クヤ充分ニ判明セサリシモ若シ前者ナリトセハ往電第一二五号ノ「テーズ」中ニハ我国本ト相容レサル重大事項ヲ含ミ之ヲ後廻トシ今回ノ檄文ヲ論スルハ本末

本ハ年々約八十万伊太利ハ約五十万宛増加シ居ルカ故ニ共ニ人口問題解決ノ一助トシテ殖民地ヲ必要トスルコト亦同様ナル地位ニアリ國際上ノ地位ニ付テ言フモ「アドリヤチック」ニ発足シテ地中海ニ対スル伊太利ノ地位ハ應ニ太平洋ニ対スル日本ノ地位ニ比スヘク「ダルマシヤ」ニ対スル伊太利ノ要望ハ亦日本ノ滿州ニ対スル特殊關係ニ酷似ス右ノ如ク甚タ相似タル両国ハ幸ニ政治的ニ利益ノ相反スル点ナク又經濟的ニ競争ノ立場ニ置カルルコトモナシ自分ハ此ノ情勢ヲ看過スルハ日伊親交關係増進ノ為メ不忠ナルモノナリトノ結論ニ達シタルヲ以テ自分ノ出發赴任前一日「ムツソリニ」首相及「グランジー」氏ト鼎座シテ日伊ノ關係ヲ論シタル際自分ヨリ右情勢ヲ説キタルニ首相モ至極同感ニテ早速此情勢ニ発足シテ日伊両国國交増進ノ方針ヲ立ツヘキヲ要望セラレタリ依テ自分ハ自分ノ腹案ヲ話シタルニ首相モ之ヲ承認セラレ其後閣員達モ之ニ賛成シ兎モ角モ自分ノ着任後第一ニ田中總理ニ会見シ先ツ自分ノ私案トシテ總理ニ御話申上ケ總理ノ之ニ對スル御意見ヲ伺ヒテ本國ニ報告スヘク其上ニテ伊太利政府トシテノ態度ヲ定メ度シトノ「ムツソリニ」首相ノ内命アリタルニヨリ本日ハ即

チ右ノ自分ノ腹案ヲ御話セントメ來訪セルモノナリ依テ之

ヨリ自分ノ腹案ヲ申上ケンニ其第一ハ対露問題ニ付日伊間ニ一ノ協商(「アンタント」)ヲ遂ケンコト之ナリ

抑々伊太利ノ國際政策中最重要ナルハ対露問題ナリ「アドリヤチック」ノ対岸問題ト言ヒ近東ノ伊太利領地ニ於ケル問題ト云ヒ結局ハ対「スラヴ」問題ナル処幸ニシテ大戦中及大戦後ニ於テ之等問題ノ大部分ハ既ニ解決済ニシテ而カモ伊太利ノ輸入品ノ大宗タル麦石油等ハ露国ヨリ供給ヲ仰カサルヘカラサル關係上戦後露國トノ国交回復ヲ急キ今日ニ於テハ相交通シ居ルモ一方ニハ労農共産主義ト「ムッソリニ」ノ國權主義トハ全然相容レサルモノアリテ此点ヨリ兩國間ニ不愉快ナル問題モ断エ間ナク起リツツアル實情ナリ

翻テ日本ノ政情ヲ見ルニ一或ハ自分ノ観察誤レルヤモ知レサルモ一日本ニ取り最モ重要視セラルヘキハ支那ナルヘシ而シテ其対支政策ハ対滿蒙政策ヲ以テ骨子トセラルヘク事一度滿州ニ触ルレハ問題ハ直ニ露西亞ニ關係ヲ生ス即チ日本トシテモ其重要政策ヲ考量セラルトキハ否応ナシニ又善惡如何ヲ問ハス常ニ露西亞トノ關係ヲ顧慮セラレサルヘ

カラサル次第ナリ

ナリ将来ノ國際問題ハ大体ニ於テ國際連盟國際司法裁判所其他類似ノ國際機關ニヨリテ處理セラル情勢トナリツツアル処幸ニ之等機關ノ核子ヲナスモノハ所謂五大強國ナリ而シテ日伊常ニ提携セハ五ノ中ノ二ハ有力ナル動力トナルヘシ故ニ此ノ提携ヲ全ウシテ歐洲問題ニ付テハ伊國ハ關係薄シトシテ除外サレ易キ日本ヲ支持シ極東問題ニ付テハ伊國ハ日本ノ援助ヲ期待シ得ルコトトシ度キヲ切ニ望ムモノナリ

第三ハ対獨條約改訂ノ際ニ於ケル両国ノ提携ナリ即チ対獨講和各方面ニ不評判ニシテ早晚改訂ノ議起ルモノト察セラルル処右改訂ニ当リ特ニ旧独逸海外領土ノ分配替ヘヲナス際ニハ人口増殖ニ苦シミツツアル日伊両国ハ協同シテ植民地拡張ノ目的ヲ達シ度シト云フニ在リ

右腹案三点中自分ノ最モ重キヲ置クハ勿論第一即チ労農露西亞反対ノ日伊協商ニ在ルモ此点ヲ初メ他ノ一点ニ付テモ大臣ハ大体ニ於テ御考案ハ甚々面白シ日本トシテモ露西亞ハ誠ニ厄介ナ問題ニテ最近ニハ日本ニ共産党ノ支部ヲ設ケラレ居リシコトヲ發見シ色々対策ヲ講シ居ル様ノ次第ナリ

然ルニ昨今伊太利ノ有スル情報ニヨレハ露西亞ハ目下種々ノ問題殊ニ經濟問題トシテ穀物ノ買付等ニ関連シ四苦八苦ノ状態ニシテ内政的ニ遠カラス破綻ヲ來タスモノト觀測セラル即チ労農共產制度ハ早晚転覆スルモノト期待シ差支ナシト認ムル處之ニ代リ民主的共和制度抬頭スルカ或ハ進歩革起ルトキハ從来ノ労農制度ニ反動的ノ勢力現出スルハ必然ニシテ該勢力ハ内政的ニモ其結果ヲ固ウシ國際的ニモ其結束ノ力ヲ基礎トシ各國ニ対シ力強キ政策—從来ハ唯夕乱暴ナリシニ反シーラ以テ臨ムコトトナルヘシ即チ欧羅巴ニ於テハ再ヒ地中海方面ニ進出シテ伊國ノ脅威トナルコトアルヘク又極東ニ於テモ旧帝制時代ノ積極政策ニ倣ヒテ日本ノ利益ヲ脅カスニ至ルコトモ亦アリ得ヘキ所タリ依テ此情勢ニ處スル為メ日伊両国相提携シ置クコト極メテ必要ニシテ自分ノ腹案ニテハ「露國ノ政情ニ変革アル際日伊両国ハ協同シテ措置スヘシ」ト云フヲ協商ノ骨子トセント欲スルモノナリ

第二ハ國際機關ニ於テ日伊両国ノ提携ヲ画セントスルモノ

去リトテ漁業ノ問題ニセヨ森林事業石油採掘等ノ問題ニセヨ日本トシテハ露西亞ニ頼ラサルヘカラサル所モ多ク従テ强硬ナ事ノミ言ツテ居ル訳ニモ行カス自分モ對露關係ニ於テハ何トカヨキ方法モカナト常ニ考ヘ居ル所ナルカ自分ノ漠然ト考ヘ付キ居ルコトハ英國ト云ヒ仏國乃至米國ト言ヒ其理由ハ各々異ナルヤモ知レサルモ兎モ角モ露國ノ遣リ方ヲ懲忌シ居ルコトハ明カナリ而シテ第三「インターナショナル」等ノ活動カ實際「インターナショナル」ナルニ鑑ミ之ニ対抗スルニモ唯タ少数ノ國ノミナラス前述ノ國々ヲモ語ヒテ「インターナショナル」ノ勢力ヲ以テスルコト考ヘ居レリ然シテ先ツ手初メトシテ日伊両国提携スルコトモ一案ナルヘク兎モ角モ自分ト同憂ノ士ヲ貴大使ニ見出シタル事ハ愉快ニ存ス尚充分考ヲ凝ラシタル上ニテ其内自分ノ意見モ申上クルコトトスヘシ尚ヨキ序ナルヲ以テ自分ノ満蒙ニ対スル方針ヲ貴大使ニ明ニシ置クヘシトテ客年来英米大使等ニ話サレタル所(大臣会見録第二十六等参照)ト大体同様ノコトヲ説明セラレタリ

等ノ話ハ六ツカシカルヘク英國ニハ労働組合ノ勢力強クシ
テ之ヲ動カシ難ク米国ハ露國トハ未タ國交ヲ回復シ居ラサ

ルカ故ニ國策トンテ対露問題ヲ取扱フ能ハサルヘン故ニ先
ツ話合ノ付キ易キ日伊両國間ニ事ヲマトメ漸次希望者ヲ加
盟セシムコト賢明ナルヘシ尚閣下ハ自分ノ話ヲ現在ノ露

西亞ニ対抗スル勢力ヲ作ラントスルモノト解セラレタルカ

如キハ露西亞側ノ逆宣伝ニ利用セラレ為ニ反テ其内部的結
束ヲ固ウシ以テ露西亞ノ現制度永続セシムルノ反対効果ヲ

見ルニ終ルヘシ自分ノ企図スル所ハ何等露西亞ノ現組織ニ
対抗スル勢力ヲ作ラントスルニアラス唯タ現制度ノ転覆ス

ルコトアルヘキ場合ニ日伊両國協同シテ処置セント云フニ
在リト附言シタル上自分ハ一両日中ニ日光ニ赴キ来ル二十
五、六日頃帰京ノ筈ナルカ其頃閣下ノ御意見ヲ伺フヲ得ハ
幸ナリト述ヘタルニ対シ

大臣ハ或ハ其頃御返事致シ得ルヤモ知レス何レ次回会見ノ
日時等追テ御知ラセスヘシト答ヘラレタリ

(昭和三年七月二十日 澤田電信課長口述)

18 昭和4年12月20日 在英國松平(恒雄)大使より
幣原外務大臣宛

店ヨリノ來翰添付右照会申進ス

19 昭和5年1月15日 在ソ連邦田中大使宛(電報)

日本共産党事件に対するコミニテルンの関与
につきソ連政府に抗議方訓令

別電 昭和五年一月十五日付幣原外務大臣より在ソ連

邦田中大使宛第一〇号(電報)
共産党事件の概要とソ連の対日本共産党支援活動について

付記 昭和五年一月十五日付幣原外務大臣より在ソ連
邦田中大使宛第一〇号(電報)
ソ連の日ソ基本条約第五条違反行為について

本省 1月15日後発

第九号(極秘)
貴官ハ至急連邦政府当局ニ面会ノ上左ノ各項ノ趣旨ヲ申入
レ之ニ対スル責任アル回答ヲ求メ結果電報アリ度シ

(一)帝国政府ハ日「ソ」両国間ノ友好關係ヲ維持増進セムカ
為ニハ相互ニ政治上並社會上ノ制度ヲ尊重シ何等之ニ干
涉ヲ試ミサルコトヲ基礎的要件ナリト認メ「ソ」連邦政
府ニ於テモ此趣旨ヲ徹底セムカ為ニ有効適切ナル措置ヲ
執ルヘキヲ信シタリ然ルニ目下我裁判所ニ繫屬中ナル日

マルクス伝記の我が國への輸入および発売に
関する調査依頼

機密第七五七号 (昭和5年1月16日接受)

昭和四年十二月二十日

在英

特命全権大使 松平 恒雄(印)

外務大臣男爵 幣原 喜重郎殿

「マルクス」伝記発売禁止ニ関スル件

当地ノ有名ナル書肆 George Allen & Unwin Ltd; ヨリ
書翰ヲ以テ其ノ發行ニカカル Karl Marx, His Life and
Workト題スル書物ハ客觀的且公平ナル「マルクス」ノ伝
記ナル處最近同書ハ発売禁止ノ「リスト」ニ加ヘラレタル
趣ヲ以テ同店ヨリ丸善ニ発送シタル同書二十六部ノ返送ア
リタル趣ヲ報シ同店ニ於テハ其ノ發行ニカカル書物ニ斯ク
ノ如キ侮辱ヲ加ヘラレタルヲ憤リ其ノ事件顛末ヲ新聞紙ニ
公表スル考ナルカ之ニ先チ同書ノ日本ヘノ輸入ハ禁止セラ
レタリヤ否ヤ確メ度ント照会ノ來レリ當館ニ於テハ其ノ
事情判明セサルニ付調査ノ上回答スヘキ旨不取敢申送リ置
キタルカ至急其ノ事情御取調ノ上何分ノ儀御回示相煩度同

(二)將又我司法官憲審理ノ結果ニ依レハ別電第一〇号ノ如ク「ソ」
連邦大使館員ハ特權ヲ有スル大使館ヲ使用シテ我国体ノ
破壊ヲ目的トスル日本共産党ノ運動ニ直接ノ指導及支援
ヲ与ヘ又上海其他ノ各地ニ於ケル「ソ」連邦官憲モ亦同
様日本共産党員ヲ支援シ且同黨員ト「コミニテルン」幹
部トノ往来連絡ニ特別ノ便宜及援助ヲ与ヘタルモノト認
メラル斯クノ如キ行為ハ明ニ日露基本条約第五条ノ明文
並精神ニ反スルモノト謂ハサルヘカラス帝國政府ハ本件
ノ事實ニ対シ茲ニ嚴肅ナル抗議ヲ提出スルト共ニ「ソ」
連邦政府ニ於テ篤ト事件ノ重大性ヲ諒悉シ今後此種ノ不
法行為ヲ防止セムカ為ニ必要ナル一切ノ手段ヲ講セムコ
トヲ要望ス

(三)將又我司法官憲審理ノ結果ニ依ルニ日本共産党ハ常ニ
「コミニテルン」ノ指導ノ下ニ在リ且其ノ活動資金モ少
クトモ一部ハ「コミニテルン」ヨリ支給セラレタルモノ
ニシテ(別電第一〇号)及(三参照)我國ニ於ケル共産党
運動ハ全ク「コミニテルン」ノ直接ナル活動ト見ルコト

モ得ヘキ実情ナリ帝国政府ハ今直チニ基本条約第五条ノ解釈トシテ「コミニンテルン」ノ行動ニ付連邦政府ニ於テ責任ヲ負フヘキモノナリヤ否ヤノ問題ヲ論議セントスルモノニモアラスト雖若シ今後ニ亘リ「コミニンテルン」ノ日本共産党ニ対スル上述ノ如キ関係継続セラルトセハ一

般国民ノ脳裏ニ極メテ不快ナル印象ヲ与ヘ延テ両国ノ国交ニ累ヲ及ホスコト重大ナルモノアルヘキヲ思ヒ憂慮ニ堪ヘス「ソ」連邦政府ニ於テモ能ク国交ノ大局ニ着眼シ「コミニンテルン」カ我国体ノ変革ヲ目的トスルカ如キ行動ニ協力スルコトヲ抑制セムカ為誠意ヲ以テ能フ限リノ努力ヲ尽サンコトヲ期待スルモノナリ

(4)日本共産党事件ハ大部分予審中ニ属シ其ノ内容ノ詳細ハ未タ公表セラレサルモノナリト雖追テ公判ニ付セラレ之内容公表セラルニ至ラハ国体問題ニ関シテハ特ニ敏感ナル日本国民ノ性情トシテ激烈ナル輿論ノ沸騰ヲ來タスヘキコト推測ニ難カラス仍テ帝国政府ハ斯クノ如キ事態ノ發生スルコトヲ防止セムカ為國民一般ノ注意未タ誘起セラレサルニ先タチ早キニ臨ムテ予メ本問題ノ解決ヲ図ラントスルモノナルニ付「ソ」連邦政府ニ於テモ我力

政府ノ意ノ存スル所ヲ諒解シ前項ニ對シ速カニ誠意アル回答ヲ与ヘ我國民ノ危惧疑惑ヲ一掃シ両國ノ友好關係ニ不幸ナル暗影ヲ投スルノ危険ヲ事前ニ除去セムコトヲ切望ス

(別電)

本省 1月15日後発

第一〇号極秘

(1)日本共産党ハ大正十五年十二月四日「コミニンテルン」支部トシテ正式ニ成立シタルモノナル処昭和三年三月十五日ノ第一次一斉検挙ニ依リ多数党員ヲ失ヒタルモ其ノ後残党首脳者等ニ於テ党ノ再組織ヲ企テ活動中昭和四年四月十六日第二次一斉検挙ニ遭ヒ更ニ其ノ後ニ於ケル継続的検挙ニ依リテ党員大多数逮捕セラレ同党ハ茲ニ殆ト全ク潰滅スルニ至レリ此等被検挙者ニシテ今日迄起訴セラレタル者ハ八百六十三名(昭和五年一月十三日現在)ノ多数ニ上リ事件ハ尙全部ノ予審ヲ終了セス殊ニ東京ニ於ケル首脳者ノ予審ハ未タ終結シ居ラサルモ他ハ既ニ予審ヲ了シ目下東京其ノ他全國二十九ヶ所ノ裁判所ニ繫屬中ナリ日本共産党結党前ノ状況並日本共産党事件ノ詳細ニ

付テハ天羽參事官携行ノ歐米局第一課調書共産「インターナショナル」並「ソヴィエト」連邦ノ対日宣伝及往電合第六五〇号司法省公表概要ニ付承知セラレ度シ

(2)同党ハ結党以前ヨリ露国側ト密接ナル関係ヲ有シ其ノ指導ノ下ニ活動シ来リタルモノナルカ両者ノ関係中頗著ナルモノ左ノ如シ

(i)大正十四、五年以来党ノ幹部佐野文夫、北浦千太郎、渡辺政之輔、徳田球一、佐野学等ハ在本邦露国大使館内ニ於テ同館事務員(コラボラトル)ニシテ「コミニンテルン」駐日代表タリシ「イアンソン」ト会見シ共産運動ニ関シ種々ノ指令ヲ受クルト共ニ後述ノ如ク活動資金ヲ受領スル所アリタリ(前記佐野等ノ被告人ハ大使館事務員「イアンソン」ノ写真ノ呈示ヲ受ケ「コミニンテルン」代表タル「イアンソン」ニ相違ナキ旨供述シ居レリ)

(ii)大正十二年震災当以来邦人主義者ハ党幹部ノ慾漁ニ従ヒテ入露シ「ソ」連邦中執委員会ノ直轄学校タル「クト・ヴェー」ニ入学シ主義ノ研究ニ從事中ナリシカ(其数四十八名ニ達ス)第一次一斉検挙ニ依リ党潰

滅ニ瀕ストノ報一度莫斯科ニ伝ハルヤ「コミニンテルン」ハ学校ヲ通シテ此等留学生ヲ呼出シ党再組織ノ特命ヲ授ケテ帰国セシメタリ

(iii)邦人主義者ノ入露狀況ヲ見ルニ其ノ多クハ先ツ上海ニ渡航シテ同地「ツェントロ・ソユーズ」又ハ露國總領事館ヲ往訪シ党幹部ノ發給ニ係ル「マンダート」ヲ提示シ其ノ斡旋ニ依リテ無旅券ノ儘海路浦潮經由入露シ居リ露國官憲ノ援助ヲ受クルヲ常トセリ

(iv)昭和二年春福本和夫等党ノ幹部七名ハ秘ニ入露シ同党将来ノ活動並ニ組織問題ニ関シ「コミニンテルン」ノ意見ヲ徵シタル処「ブハーリン」等ハ日本共産党從来ノ方針タル所謂福本「イズム」ノ誤謬ヲ指摘是正スルト共ニ党ノ採用スヘキ十三ヶ条ノ政綱(君主制ノ廢止ヲ含ム)ヲ授ケタリ

(v)日本共産党ハ前述ノ如ク「コミニンテルン」支部タリシモノニシテ從テ其ノ活動資金ハ殆ント總テ「コミニンテルン」ヨリ支給セラレタルモノナルカ被告人ノ供述ニ依レハ右資金ハ今日迄判明セルモノ總額邦貨約三万六百円米貨一万十二弗ニシテ内訳左ノ如シ

「ンテルン」幹部ノ指令ヲ仰ク等之ト連絡ヲ維持スル目的
ヲ以テ露国ニ出入スル邦人主義者ニ対シ在上海「ソ」連
邦總領事館ニ於テ幹旋ノ労ヲ取リタルノミナラス露国各
地ノ連邦政府官憲ニ於テ特ニ無旅券ノ儘出入國並ニ滯在
ヲ許可シ其ノ他鐵道ノ無賃乗車券ヲ交付スル等諸般ノ便
宜及援助ヲ与ヘタルノ事実ハ「ソ」連邦政府ニ於テ日本
共產党ノ活動ニ対シ尠クトモ間接ニ之ヲ支援セルモノト

四「クートウ・」ハ「ソ」連邦中央執行委員會直轄學校トシテ連邦政府ノ經費ヲ以テ經營セラルモノナルカ故ニ同大學ニ於テ在学ノ本邦人ニ対シ日本共產黨再組織ニ
関スル「コミニテルン」ノ特命ヲ伝ヘテ帰國セシメタル事実自體ハ基本條約第五条ノ違反ヲ構成スルモノト言ハサルヘカラス（党再組織ノ命令ハ「コミニテルン」ヨリ發セルモノナリト雖「クートヴィー」ハ「コミニテルン」ノ一機関トモ見ルヘク其ノ直接指導ノ下ニ在ルモノナルコトハ否ムヘカラサル事実ニ属スルカ故ニ同大學ニ於テ在学生ニ対シ右命令ヲ伝フルニ全ク闇知スル所ナシ

(イ) 昭和二年十二月河合悦三上海ニ於テ當時同地ニ駐在シ
居タル前記「イアンソン」ヨリ米貨四千五百弗ヲ受領ス

(ロ) 昭和三年一月市川正一上海ニ於テ同地駐在ノ前記「イ
アンソン」ヨリ米貨約五千弗ヲ受領ス

(ハ) 其ノ後市川正一ハ横浜市桜木町駅内ニ於テ「コミニンテ
ルン」上海駐在員「ゼームス」ヨリ使者支那人季某ノ
手ヲ経テ昭和三年十一月五日邦貨五百円米貨五百十二

大正十三年十二月北原達雄上海ニ於テ「コミニンデルン」極東駐在員「ウォイチンスキ」ヨリ約一万円ヲ受領ス
大正十四年七月佐野学上海ニ於テ同地露國副領事「ウ
ィルデ」ヨリ支邦共產黨員瞿秋白ノ手ヲ経テ三千円ヲ
受領ス

第一一號（極秘）
日本共產黨事件

弗昭和四年一月五日同年二月五日千円三月五日二千円
ヲ受領ス

本省 1月15日後発

(二)日本共産党事件ハ尙全部ノ子審ヲ終結セズ從テ詳細ニ亘
リテハ未タ精確ヲ期シ難キモ別電第一〇号(甲)ノ事実
ハ大体ニ於テ真実ナルコトヲ断定シ得ヘク特ニ左ノ各項
ノ事実ハ日露基本条約第五条ノ顯著ナル違反ナリ
(二)「イアンソン」カ「コミニテルン」代表トシテ日本共産
党幹部ト常ニ密接ナル連絡ヲ保チ党ノ運動ニ関スル指令
ヲ与フルト共ニ活動資金ヲ交付シタル事実ハ第一ニ「イ
アンソン」カ連邦政府ノ官吏タル大使館事務員トシテ本
邦ニ在任中ニ行ハレタルモノナルコト第二ニ在本邦「ゾ
連邦大使館内ニ於テ行ハレタルモノナルコトノ二点ニ於
テ日露基本条約第五条ノ明白ナル違反タリ

記ムヘク之亦條約第五条ノ違反タルヲ免レズ
昭和五年一月十九日 在ソ連邦田中大使より
幣原外務大臣宛(電報)
ソ連政府への我が方抗議申入に対するカラハ
ン外務人民委員代理の対応振り報告

モスクワ
本省
1月19日後発
1月20日前着

第三
一
号
(極秘)

十九日「カラハン」ニ会見ノ上御訓令ノ次第宮川ノ通訳ニ依リ詳細申入レタル処「カラハン」ハ之ニ対シ問題ハ主ト

「コンミンテールン」ニ関スルモノナリ「コンミンテールン」ニ付テハ從来屢々公言シタル如ク一ノ私団体ニシテ蘇政府ト何等關係無ク從テ之ニ勢力ヲ及ホシ難キモ大使館員ノ行動ノ問題ニ付テハ若シ事実トスレハ由タシキ犯罪ニシテ嚴罰ニ值スルモノナリ蘇政府ハ常ニ大使館及通商機関ニ對シ嚴密ナル訓令ヲ与ヘ独リ共產主義ニ支援ヲ与フルコトヲ禁スルノミナラス此等ト接触スルコトサエモ許サレス之

ニ述ヘタル後政府ハ日本政府カ本件ニ付論争ヲ除去スルニ充分努力ス
両国間ノ国交ニ悪影響ヲ及ホスヘキ原因ヲ除去スルノ趣旨
ニ重キヲ置カレタルヲ多トシ蘇国モ日本政府同様国交増進
ニ悪影響ヲ及ホスヘキ凡テノ事態ヲ除去スルニ充分努力ス
ル決意ナル旨茲ニ補足言明スヘシト述ヘ暗ニ「コムインテ
ルン」ニ対シテモ同様決意アルヤノ意味ニ聞キタリ
依テ本使ハ右回答ヲ了承スルモノ第三項「コムインテルン」
ニ闕スル部分ハ余リ紋切形ニシテ斯クノ如キ回答カ両国間
親交保持ヲ念トスル日本政府ノ満足シ能ハサルヘキヲ虞ル
更ニ貴官ニ於テ右回答ニ付加スヘキコトナキヤト述ヘタル
ニ「カ」ハ貴官ノ意ノアル所ハ充分諒解スルモノ本件ハ各國
トノ関係ニ於テ從来屢々繰返サレタル所ニシテ右回答以上
ニ言明スルヲ得スト避ケタルニ依リ本使ハ「コムインテル
ン」ハ莫斯科ニ本拠ヲ有シ其ノ會員ノ多數ハ「ソビエト」
人民ニシテ何等治外法権ノ如キ特權ヲ有スルモノニ非ス等
シク貴國ニ存在シ其ノ法制ニ支配サルル一團体ニ過キス之
ニ対シ貴方カ何等ノ勢力ヲ加へ難シトセラルルハ到底諒解

セスト述ヘタルニ依リ本使ハ「コミニンテルン」ニ閔スル
直ニ取調ヘ事実トセハ相当ノ処分ヲ為スヘシ又今後共貴方
ヨリ事実ヲ擧ケテ指摘セラルレハ同様ノ措置ニ出スルヲ辞
同様ノ程度ニ蘇政府ノ「コントロール」ノ下ニ在リトセサ
ルモ蘇政府ニ於テ何等之ニ勢力ヲ及ホシ難シト信ス能ハス
日本政府ノ意ハ既ニ述ヘタル如ク両国ノ友好関係ニ不幸ナ
ル暗影ヲ投スル危険ヲ除去セントスルニ在リテ本件ヲ以テ
強テ論争ノ目的トセントスルニ非ス貴方ニ於テモ此ノ点ヲ
考量シ国交ノ大局ニ着眼シ及フヘキ限りノ配慮ヲ加ヘラル
ル事ヲ期待スト述ヘタルニ「カラハン」ハ「コムインテル
ン」無関係論ヲ繰返サス兎ニ角政府ニ報告ノ上更ニ何分ノ

レ惟ニ条約第五条ノ違反ヲ構成スルノミナラス國際間ノ礼
讓ニモ反ス從テ今後此ノ種ノ不法行為ヲ防止ゼン為蘇政府
トシテ有ラユル必要ナル手段ヲ講スヘキコトハ茲ニ同政府
ヲ代表シテ自分ヨリ確言スヘキニ付充分安心サレ度キ旨日
本政府ニ伝達有リタク幸ニ數年前ノ事ニ係リ最近ノ事実ニ
非サルハセメテモノコトト言フヘシ自分トシテハ大使館員
等ノ関スル恨リ斯カル事實アリタリト言セサルモ

回答ヲ為スヘキモ第一ノ問題ニ付テハ過去ノ事実ノ調査ヲ
要スルモ将来ノ保障ニ付テハ前言ニ依リ御諒承アリ度キ旨
ヲ述ヘ本使ハ更ニ「クートンベー」ニ付テモ注意ヲ喚起シ
他ノ点ト共ニ可成速ニ本件ノ回答ニ接シタキ旨ヲ述ヘ「カ
ラハン」ハ之ヲ承認セリ

尚本日ノ申入レニ付テハ先方ノ希望ニ依リ宮川ノ手控トシ
テ持參シタル露語翻訳ヲ残シ置キタリ

昭和5年1月31日
在ソ連邦田中大使より
幣原外務大臣宛(電報)
我が方の抗議に対するソ連政府の回答並びに
力フハンとの応答要旨報告

ヲ欲セスト雖モ其ノ範囲ニ於テ貴方カ出来得ル限リノ(脱)
ヘキモノト思考スト述ヘタルニ「カ」ハ全然個人トシテ述
ヘント前提シ「コムインテルン」ハ各国共産党代表者ノ集
合団体ニシテ別ニ蘇国民力多数ヲ制スルコトナシ而シテ蘇
政府ハ「コムインテルン」ヨリ勢力ヲ加ヘラル筋合ナル
モ蘇政府ヨリ「コムインテルン」ニ勢力ヲ加フルカ如キハ
不可能ナリ如何トナレハ「コムインテルン」ハ蘇連邦共產
党ニ指令シ蘇連邦共產党ハ蘇政府ニ指令スル組織系統ナレ
ハナリ又翻テ考フレハ若シ蘇政府ヨリ「コムインテルン」
ニ指令シ或ル一国ノ共產党ノ活動ヲ左右スルコトアリトセ
ハ是レ蘇政府ハ同國內政ニ干渉スル結果トナリ斯クノ如キ
ハ政府トシテ為シ難キ所ナリ又若シ仮ニ蘇政府カ日本ノ要
求ヲ容レ「コムインテルン」ニ閔スル或約束ヲナシタリト
セハ之レ本件ニ関シ從来各国ニ対シ取り來リタル態度ヲ変
更シ蘇政府年来ノ主張ヲ枉ケタルコトトナルヘクスクノ如
キハ到底不可能ナルハ貴官モ充分諒解セラレタシト述ヘタ
リ⁽²⁾

トノ関係ハ然ルコトナカラ日本トノ国交ヲ重ンシ今一応貴方ノ態度ヲ考慮セラレタン殊ニ近ク日本ニ於テ公判開始セラルニ至ラハ其ノ影響重大ナルヘキヲ以テ今ヨリ慎重ニ考慮セラルヘキモノト信スト述ヘタルニ「カ」ハ右ハ充分諒察スルモ自分ノ所見ニ依レハ蘇政府ハ既ニ其ノ官公吏及機関カ宣伝ノ行為ヲナスコトヲ嚴禁シ之ニ対シ本日陳述シタル如ク徹底セル方針ヲ与ヘタルヲ以テ此ノ点ヲ公表セラルレハ右公判ノ悪影響ノ大部分ヲ除去スルヲ得ヘント述ヘタルニ依リ本使ハ蘇政府機関ト「コムインテルン」トノ活動ニ付条約名文上ノ関係ヨリ両者ヲ区別シテ述ヘ置キタルモ其ノ一般国民ニ与フヘキ悪印象ハ両者何レカ重キヤハ軽断スルヲ許サス殊ニ君主制廃止ノ如キ綱領ハ日本国民ニトリ最モ不快ナル感想ヲ与フヘク從テ「コムインテルン」ノ活動ハ重大視セサルヲ得ス之本使カ再三貴官ニ対シ一層満足ナル答弁ヲ要求スル所以ナルカ貴官ノ回答ハ煎シ詰ムレハ「コムインテルン」カ両国間ノ関係ニ如何ナル暗影ヲ投スルモ仕方ナシトセラルモノノ如シ果シテ其ノ意味ナリヤト述ヘタルニ「カ」ハ直答ヲ避ケ「コムインテルン」問題ニ付テハ各国殊ニ英國ニ対シテ採リタル又ハ採リツツア

如キ違法入國者ヲ許容シタル當該官憲ハ更ニ當然處罰セラルヘキモノニシテ本件ニ付テモ他ノ貴方ノ列挙セラレタル事実ト共ニ目下調査中ナリ然シ今後ハ無旅券無査証入國ヲ禁止スル我カ国法ヲ励行スル積リナルコトヲ御承知アリタシト述ヘタリ

(別電)

モスクワ 1月31日後発
本 省 2月1日後着

(⁽¹⁾ 第四六号(極秘)

一、蘇政府ハ國家間ノ友好關係カ相互ニ他方ノ政治上及社會上ノ制度ノ尊重並ニ内政不干涉ヲ基礎トセサルヘカラストノ日本政府ノ意見ニ同意シテ蘇国トシテモ蘇日條約第五条ニ特ニ規定セラレアル此ノ原則ニ依リテ友好關係ニアル日本トノ関係ヲ常ニ律シ来レリ

二、蘇政府ハ一九二六年ニ於テ蘇連邦官憲特ニ在東京大使館(館)員「ヤンソン」及在上海總領事館員「ウイルデ」

カ為シタルヤノ不法且蘇日條約第五条ニ違反スル行為ニ

關スル日本政府ノ報道ニ付驚愕セサルヲ得ス蘇連邦大使館及領事(館)員ハ蘇連邦ニ現存スル規則及訓令ニ基キ

ルト同様ノ態度ヲ日本ニ対シテ採ルノ外ナク右ノ点ハ貴官ノ満足ヲ得サルハ遺憾ナルモ我方ノ立場ヲ諒セラレタシト述ヘ尚雜談的ニ「コムインテルン」ノ活動力常ニ外交ニ累ヲ及ホシ自分等トシテハ大イニ困却スル場合鮮カラサルモ蘇連邦ハ資本主義國トハ全ク國柄ヲ異ニスルヲ以テ如何トモ致シ難キ次第ナルコトヲ一、三ノ例ヲ擧ケテ述ヘ本件之以上論争スルモ格別効果ナシト認メタルヲ以テ更ニ「クウトベイ」ニ付如何ナル回答ヲ与ヘラルヤヲ問ヒタルニ「カ」ハ多少空々シキ態度ニテ実ハ自分モ同様我カ国費ニ依リ維持セラレ且中央執行委員会付属トナレル如キコトハ今回指摘サル迄氣付カサリシカ元來右ノ如キ事態ハ不都合ナルニ付政府トシテ之ヲ変更シ日本政府ノ安心サルル様或ル手段ヲ採ル積リナルモ今直ニ言明スルヲ得スト答ヘタルニ依リ本使ハ單ニ形式的ノ変更ヲ加ヘ一種ノ「カモフラージ」ノ下ニ右施設ヲ日本人ニ利用セシムルカ如キニ終ラハ何等安心トナラサルヘシ如何ナル手段ヲ採ラルヤト再問セルニ「カ」ハ形式的ノコトモ相當重要ナルカ兎ニ角右ノ手段ハ唯今言明スルヲ得スト答ヘ更ニ無旅券入國等ニ関シテハ本使ノ問ニ答ヘ同件ハ別電陳述第二項ニ含マレ斯ノ尤モ「ソ」政府ハ日本政府ノ通報ヲ慎重調査スヘク若シ「ソヴィエト」機関ノ何人カカ右ノ如キ行為ヲナシタルコト判明セハ処罰ヲ受クヘキコトヲ約言スルコトヲ得「ソ」政府ハ是迄「ソ」日條約第五条ノ違反ヲ不可能ナルシムル措置ヲ執リ将来モ執ルヘキコト並ニ其ノ勸告ニアル何人モ義務ノ違反トナルカ如キ何等ノ行為ヲナササル様周到注意ヲ払フヘキコトヲ声明ス

三、「コミニテルン」及日本共產党ノ行為ニ関シ「ソ」政府トシテハ其ノ領土ニアル全然私的ノ性質ヲ有スル國際機関ノ行動ニ對シ責任ヲ負フコト能ハサルコト從テ此ノ機関及其ノ支部ニ對シ何等勢力ヲ加ヘルコト能ハサルコトヲ指摘スルノ外ナシ

四、「ソ」政府ハ両国ノ友好的相互關係ノ正常ナル發達ヲ重要視スルモノニシテ「ボドチャーギン」事件ノ如キ個個ノ事件ヲ除キテハ「ソ」日關係ノ過去五年間ハ政治上

ニモ経済上ニモ右関係ノ順調健全ナル發達ヲ遂ケタルモノナルコトヲ満足ヲ以テ確認ス「ソ」政府ハ両国力今後共各国ニ存在スル國体ノ尊重及内政不干涉ノ原則ニ基キテ其ノ行動ヲ律シ次テ両国友好關係今後ノ増進ニ資スヘキモノナルコトノ希望ト信念ヲ表明ス

22 昭和5年2月24日 (幣原外務大臣より
在英公使松平大使宛) (電報)

マルクス伝記の我が國への輸入および発売に

関する調査回答

付 記一 昭和五年二月十三日付潮内務次官より吉田外務次官宛内務省外警第一号

マルクス伝記の発売に関する回答

一 昭和五年二月二十一日付河田大蔵次官より吉田外務次官宛藏稅第四七〇号

マルクス伝記の輸入に関する回答

略第二八号

客年機密第七五七号貴信ニ關シ

内務省ニテハ同書ノ発売禁止ヲ為シタルコトナク大阪税関ニテ輸入ヲ禁シタルモ今般大蔵省ニテ再審議ノ結果今後ハ原書及英訳共解禁ノコトニ決定セリ

大蔵次官 河田 烈 (印)

外務次官 吉田 茂殿

英訳マルクス伝記輸入禁止方ニ關シ客月二十四日付通二機密第三七号及本月四日付通二機密第五五号ヲ以テ御照会相成候趣了承右事實ノ真相調査方大阪税関長ニ照会中ノ処今般別紙写ノ趣旨回報越候ニ付右ニ依リ委細御了知相成度尙今後ノ措置方ニ關シテハ再審議ノ結果本件英訳書及其ノ原書タル独文書ハ輸入禁止ノ程度ニ達セサルモノト被認候付其ノ旨各税関長宛通牒致置候条御了知相成度此段及回答候也

(別 紙)

阪二七一号

昭和五年二月七日

大蔵省主税局長 青木 得三殿

大阪税関長 加藤 栄一郎

客月三十日付藏稅第二七八号及本月五日付藏稅第三五一号ヲ以テ御照会ニ係ル英訳マルクス伝記輸入禁止方ニ關シ御照会ノ趣旨承右ハ左記ニ依リ御諒知相成度此段及回答候也

(付記一) (2月14日接受)
内務省外警第二二一號

昭和五年二月十三日

内務次官 (印)

英訳マルクス伝記ニ關スル件回答

客月二十四日通二機密第四九号ヲ以テ御照会相成候標記ノ件ニ付左ノ通及回答候

一、本件出版物ニ就テハ未タ曾テ当省ニ於テ発売頒布ヲ禁示シタルコト無之

一、原著カ発売頒布ヲ禁止セラレタル場合之力外国語訳ニ就テハ其ハ安寧秩序ヲ妨害シ又ハ風俗ヲ壞乱スルモノト認メラレタル原著ト同一ノ内容ヲ有スルモノニシテ唯其ノ國語ヲ異ニスルニ過キサルモノナルヲ以テ当然原著ト同様行政处分ニ付セラルヘキモノト存ス

(付記二) (3月22日接受)
藏稅第四七〇号
昭和五年二月二十一日

國領事宛通報

(4) 駐日露國大使ノ日本共產運動ニ關スル報告

(5) 駐日露國大使ノ日本共產黨指導説

昭和三年における第三インター・ナショナル並びにソ連の対日宣伝活動について

第三「インター・ナショナル」並蘇連邦ノ対日策動目次(抄)

策動目次(抄) 第八章 治安維持法改正カ露國側ニ与ヘタル反響

(3) 日本ノ思想取締厳重ニ伴フ露國ノ高等探偵局拡張計画

緒言 昭和三年度ニ於ケル第三「インター・ナショナル」並蘇連邦ノ対日策動ノ概観

第一章 第三「インター・ナショナル」ノ対日行動ニ対スル帝國政府ノ対露抗議

(1) 概説

(2) 昭和二年七月十五日第三「インター・ナショナル」執行委員会幹部会ノ採択セル日本ニ闇スル「テーブ」要旨

第七章 日本共產党ト第三「インター・ナショナル」トノ關係

(2) 概説

緒言 昭和三年度ニ於ケル第三「インター・ナショナル」並蘇連邦ノ対日策動ノ概観

第三「インター・ナショナル」並蘇連邦ノ対日策動ニ関シ昭和三年度ニ於テ幾多ノ事件勃発セル処就中日本共產党事件ト露國トノ關係露國大使館ノ本邦各學校ニ対スル露語不穩文書ノ配布事件第三「インター・ナショナル」ノ対日策動ニ對スル帝國ノ対露抗議等其ノ主ナルモノナリ

日本共產党事件ハ審理ノ終結ヲ見サレハ明言ノ限リニ非スト雖モ日本共產党ト第三「インター・ナショナル」トカ相当密接ナル關係アリシコトハ福本和夫等日本共產黨員ノ入露ニ際シ露國側カ之ニ与ヘタル諸種ノ便宜第三「インター・ナ

シヨナル」執行委員会幹部会カ日本共產党ニ与ヘタル政綱今回ノ共產党事件ニ関シ在本邦露國大使館カ本国政府又ハ露國ノ在外公館宛ニ提出セル諸種ノ報告等ニ依リテ明瞭ナリ

昭和三年夏在本邦露國大使館ハ又對外文化連絡協會ノ名ニ於テ東京帝大早大東京美術東京外語ノ四校ニ露語不穩文書ヲ寄贈セル事件アリ此等文書ハ露國大使館荷物トシテ無檢閱通関セルモノニシテ關係官庁ハ今後此種事件ノ再發ヲ防ク目的ヲ以テ相當注意ノ要アルヘシ

第三「インター・ナショナル」執行委員会幹部会ハ昭和二年七月十五日日本ニ闇スル「テーブ」ヲ採択セル處其ノ中ニ於テ君主制ノ廃止等我國体ト根本的ニ相容レサル個條ヲ含ム政綱ヲ日本共產党ニ与ヘタリ越エテ昭和三年五月帝國ノ一ノ抗議的檄文ヲ採択シ其ノ中ニ於テ我國農民及兵士ニ向テ革命ヲ煽動スルカ如キ激越ナル言語ヲ弄シタリ此等重ネ重ネノ非友誼的行為ニ対シ帝國政府ハ在露田中大使ニ電訓シテ抗議ヲ提出セシメタル処露國側ハ第三「インター・ナショナル」ト露國政府トノ無関係ナルヲ理由トシテ第三「イ

ンターナショナル」ノ行動ニ対シ責任ナシト答ヘタルヲ以テ田中大使ハ折返シ帝國ハ本件ヲ提ケテ貴方ト争ハントスルニ非ス要ハ日露親善關係保持ノ見地ヨリ露國側ニ於テ深甚ナル注意ヲ払ヒ其ノ適當ト思考スル方法ニ依リ右ノ如キ非友誼的行為ノ繰返サルルコトヲ防止セゾコトヲ求ムル旨述ヘタル処露國側ハ日本政府ニ於テ兩國親善ノ為友誼的ニ警告セラレタル所ニ対シテハ露國政府ニ於テモ同様ノ精神ニテ之ヲ傾聴ス可ク右注意ノ次第ハ十分考慮ス可シト答ヘタリ在滿帝國軍隊ニ對シ昭和三年夏前後二回不穩文書ヲ郵送セルモノアリタル処其ノ後ノ調査ニ依レハ右ハ一部不逞鮮人ノ所為ナルモノノ如ク差シテ重大ナルモノトモ思料セラレス又御大典ニ際シテハ露國側ハ一面ニハ左翼運動ヲナスニ不便ナル田中内閣ノ打倒ヲ目的トシ又一面ニハ盛儀ノ混雜ニ乘シテ不穩行動ニ出ツル為メ諸種ノ陰謀ヲ企テタル旨諸種ノ報告接到セル処孰レモ何等ノ故障ナク曠古ノ盛儀無事終了セルハ慶賀に堪ヘサル次第ナリ

次ニ極東露領ニ於ケル対邦人赤化宣伝ヲ見ルニ是ハ主トシテ勘察加沿海州及北樺太ニ於テ労働ニ從事スル邦人ニ対スル露國側ノ宣伝ニシテ今其ノ狀況ヲ見ルニ或ハ宣伝文書ヲ

配布シ或ハ労働争議惹起方勧説シ或ハ露国労働法規ノ長所ヲ誇張シテ革命ヲ煽動スル等其ノ主要ナル宣伝手段ニシテ之ヲ例年ノ宣伝状況ニ比シテ特ニ異レル点無キモ唯多数ノ邦人労働者カ毎年斯クノ如ク宣伝ノ事実明白ナル地方ニ赴クハ恰カモ共産主義夏期大学ニ通学セシムルカ如キモノニシテ之ニ対シテ何等カ取締方法ヲ講セズンハ如何ニ内地ノ宣伝取締厳重ナリトスルモ共産運動撲滅上些ノ効果ナカルヘシ

次ニ朝鮮ニ対スル宣伝状況ヲ見ルニ露国側ハ鮮人主義者ノ組織スル朝鮮共産党ヲ根拠トシテ朝鮮宣伝ヲ策シツツアルモノノ如ク昭和三年夏第三「インターナショナル」第六回大会ハ朝鮮共産党ヲ独立ノ共産党トシテ之ヲ第三「インターナショナル」ノ支部トナセルコトハ適々以テ露国側カ朝鮮共産党ニ対シ重キヲ置キ居ルノ事実ヲ知ルニ足ル可シ以上ノ如ク昭和三年度ニ於テ第三「インターナショナル」並蘇連邦側ノ対日策動ハ之ヲ前年ニ比シテ特ニ異レル処アルヲ認メサルモ唯

一、日本共産党ニ対シ露国側ガ相当密接ナル関係ヲ有セルコト

- 二、第三「インターナショナル」ノ対日行動ニ対シ帝国政府カ露国政府ニ対シ抗議ヲ提出セルコト
三、在満帝国軍隊ニ対シ不穏文書ヲ配布セルコト
四、在本邦露国大使館カ本邦学校ニ不穏文書ヲ寄贈セルコト
五、朝鮮共産党カ正式ニ第三「インターナショナル」ノ支部トナレルコト
等特記スヘキモノナルヘシ

第一章 第三「インターナショナル」ノ対日行動ニ対スル帝国政府ノ対露申入

(一) 概 説

第三「インターナショナル」ハ昭和二年七月執行委員会幹部会ニ於テ日本共産運動ニ關シ我が國体制根本的ニ相容レサル箇条ヲ含ム決議文ヲ採択シタル旨「インプレコード」ニ掲載セルヲ以テ田中大臣ハ曩ニ在本邦露国大使ヲ通シ嚴重ニ同政府ノ注意ヲ喚起シ置カレタルカ昭和三年五月二十四日ノ露国共産党機関紙「プラウダ」ニ拋レハ該執行委員会ハ更ニ帝国ノ対支出兵ニ關シ帝国ノ政策ヲ故意ニ曲解誹謗

シ且我国農民兵士ニ対シ革命ヲ煽動スル激越ナル言辞ヲ含ム抗議的檄文ヲ決議公表シタル趣ナリシニ由リ右ハ田中大臣ノ警告ヨリ以前ノ事ニ属スルモ此種ノ言動ニ対シテハ繰返シ警告ヲ与フルヲ適當ト認メラレ田中駐露大使ヲシテ露国政府ニ対シ前記ノ如キ檄文カ第三「インターナショナル」執行委員会ノ名ニ於テ公表セラレタルコトハ我國民ノ黙過スル能ハサル所ナルヲ以テ露国政府ニ於テ日露基本条約ノ解釈ノ如キ未節ノ議論ニ拘泥スルコトナク日露親善ノ本義ニ立脚シ将来第三「インターナショナル」ヲシテ此種言動ニ出テサル為慎重ナル考慮ヲ加フル様口頭ヲ以テ嚴肅ニ抗議方電訓相成タリ仍テ田中大使ハ「カラハン」ヲ訪ヒ前記訓令ノ趣旨ヲ体シ日露親善關係保持ノ見地ヨリ本件ニ對シ露国側ノ深甚ナル注意ヲ喚起シ其ノ適當ト思考スル方法ニ依リ右ノ如キ非友誼的行為ノ繰返サルコトヲ防止スル様警告シタル処「カラハン」ハ正面ヨリ回答スレハ露国

聴ス可シ唯如何ナル措置ヲ執ルヤヲ詰問サルニ於テハ前述ノ通表向キノ回答ヲナスノ外ナク露国政府ニ於テ執ラントスル措置アリトスルモ之ヲ明言スルニ不便ナル事情アリ願ハクハ深甚ナル注意ヲ喚起スル程度ニ止メ夫レ以上追求セサラムコトヲ望ム日本政府注意ノ次第ハ露国政府ニ充分ニ徹底セシム可シト答ヘタル趣回報アリタリ

本件ニ対スル我方警告ノ趣意ハ條約乃至法律論ヲ離レ「ソヴィエト」政府ヲシテ事實上第三「インターナショナル」ノ行動ヲ制肘シ我國ニ対スル宣伝行為ヲ阻止セントスルニ在リタルモノナリ固ヨリ露国政府及第三「インターナショナル」ノ行動ハ今後常時嚴重ニ監視スルヲ要スト雖今回ノ田中大使ニ対スル「カラハン」ノ回答ハ取締ノ具体的方法ヲ示サルモ能ク我警告ノ趣旨ヲ了解シ政府部内ニ其ノ趣旨ヲ徹底セシムヘキヲ約シタルモノナルカ故ニ相當ノ効果ヲ期待シ得ヘント認メラル

- (二) 昭和二年七月十五日第三「インターナショナル」執行委員会幹部会ノ採択セル日本ニ関スル「テーブ」要旨第三「インターナショナル」執行委員会幹部会カ昭和二年七月十五日ノ會議ニ於テ採択セル日本ニ関スル「テーブ」

- ハ全文六節ヨリ成ル處其ノ標題左ノ如シ
- (一) 日本ノ帝国主義ト戰争
 - (二) 日本ノ国内事情
 - (三) 日本ニ於ケル革命ノ原動力
 - (四) 共產党ト其ノ使命
 - (五) 共產党ト社会民主主義
 - (六) 共產党ト職業組合
 - (七) (共產党ト大衆労働者ノ諸団体、統一戰線ノ問題)
 - (八) 而シテ右六節末段ニ於テ日本共產党ニ対シ左ノ全文十三ヶ条ヨリ成ル政綱ヲ与ヘタリ
- (1) 帝国主義的戦争ノ危険防止
 - (2) 対支不干涉
 - (3) 「ソヴィエト」連邦ノ擁護
 - (4) 植民地ノ完全ナル独立
 - (5) 議会ノ解体
 - (6) 君主制ノ廃止
 - (7) 十八歳以上ノ男女ニ選挙権ノ賦与
 - (8) 集会、結社、団結、言論及出版ノ自由
 - (9) 八時間労働制ノ施行

-
- 第七章 日本共產党ト第三「インターナショナル」トノ関係
- (一) 概説
- 第一、日本共產党ト第三「インターナショナル」トノ関係
- 昭和二年四月頃日本共產党幹部福本和夫以下六名ハ密ニ入露シ莫斯科ニ於テ第三「インターナショナル」ノ幹部ト接触シ彼等從来ノ根本方針（福本主義ヲ指スモノト認メラル）ニ付種々ノ批判ヲ受ケタル結果從来ノ党活動ニ根本的誤謬及欠陥ノ存スルモノアルヲ認メ帰來第三「インターナショナル」ノ指令ニ基キ新ナル活動ヲ開始スルニ至リタルカ現ニ「ブハーリン」ハ昭和二年十二月九日及ヒ十日ニ亘リ共產党大会ニ於テ為セル第三「インターナショナル」ノ活動ニ関スル報告演説中ニ於テ日本共產党ハ第三「интернашнлъ」ノ指揮ヲ受ケタル事実ニ就キタルカ故ニ日本共產党ハ改メ吾人ト同一ノ軌道ニ就キタルカ故ニ日本共產党ノ将来ハ刮目シテ見ルヘシトテ趣旨ヲ述ヘタリ
- 更ニ昭和三年一月発行ノ「インプレコール」ニ掲載セラレタル昭和二年七月十五日ノ第三「インターナショナル」執行委員会幹部会ノ日本ニ關スル決議ナルモノノ中ニモ日本共產党ノ採用セサル可ラサル政綱トシテ君主制ノ廃止等十三ヶ条ヲ列挙シ此等ノ政綱ハ統一アル共產主義的大衆政党ヲ組織シ第三「インターナショナル」ト歩調ヲ一ニスルコトニ依リテノミ達成シ得ヘク日本代表カ從来彼等ノ採用方法ノ欠陥ヲ認メ第三「インターナショナル」ノ一切ノ訓令及決議ヲ採用スヘキコトヲ約セルハ今後日本共產党カ同志ノ内訂ヲ罷メ其ノ活動ヲ政治的組織的ナラシメ彼等ノ歴史の大任務ニ堪ヘ得可キモノナルコトヲ保証スルモノナリトノ趣旨ヲ掲載シ居レリ
- 右「ブハーリン」ノ演説及ヒ第三「インターナショナル」
- (二) 失業保険ノ制定
- (11) 労働者ノ利益ニ反シテ制定サレタル法制ノ廢（止？）
 - (12) 皇室、地主、國家及社等ニ属スル土地ノ没収
 - (13) 累進的所得税ノ採用
- (二) 駐日露國大使ノ日本共產運動ニ關スル報告
- 一二月十一日付泉二司法省刑事局長來信ニ依レハ駐日露國大使館ハ此際最モ慎重ナル態度ヲ執リ苟モ條約違反ヲ云為セラルカ如キ行動ニ出テサル様注意シツツアリトノ通報ヲ發シタル旨諜報アリタル趣ナリ
- 二、駐日露國大使ノ日本共產運動ニ關スル報告

害」ト題スル加藤ナル者ノ論文ヲ掲載セル処右ハ日本共産党ト莫斯科トノ関係ヲ知ル一資料ナリ

十一月三日付「プラウダ」紙ハ岡山ニ於ケル共産主義者事件ノ公判ニ閲スル三十一日發東京「タッス」通信ヲ掲ケ之ニ闇スル短評ヲ試ミタルカ其ノ中ニ
共産党ヲ撲滅セントスル田中内閣ノ期待ハ裏切ラレ共産主義者ノ逮捕ハ却テ日本共産党ノ發達ヲ助長セリ日本共産党ハ検挙後却テ數及質ニ於テ優勢トナレリ同党ハ革命的大衆ノ援助ノ下ニ秘密結社トシテ活動シツツアル
旨述フル処アリタリ

三、駐日露國大使ノ日本共產党指導
十一月二十四日付八木哈爾賓總領事來信ニ依レハ日本共產党事件ノ結果ニ鑑ミ之カ回復收拾ノ為日本共產党ハ暫ク其ノ独立的機能ヲ中止シ党機関ノ指導権ヲ駐日露國大使館政治部ニ移シ爾今同政治部ニ於テ第三「インターナショナル」執行委員会極東部ノ指令ニ基キ計画ヲ樹テ一ノ運動ヲ指導スルコトトナリタル旨十一月九日付駐日

(1) 日本共産党ハ目下極度ノ悲境ニアリ且ツ其ノ党员多力ラサルモ志氣旺盛ニシテ堅忍不拔ノ精神ニ富ミ断乎トシテ「プロレタリヤ」革命ニ向テ邁進シツツアリ
(2) 日本共産党ハ内地ニ於テハ活動思ハシカラサルモ日本北部並ニ朝鮮（殊ニ露国トノ隣接地方）ニ於テハ露国ノ後援ヲ得テ一般民衆及軍隊内ニ宣伝シ相当成果ヲ収メツツアリ
ハ日本共産党中央委員会ハ目下再擧ヲ企テ其ノ目的ヲ以

國大使ハ日本ニ於テ共產運動ニ關シ十月八日付報告書ヲ
本国政府並共產党宛送付セル旨諜報アリタル趣ナリ右報
告書ノ要旨左ノ如シ

露國大使館政治部代表「スバルウイン」ヨリ全露共產党中央委員会極東部宛報告セル趣ナリ
(2) 日本共產党事件ニ関スル露紙ノ論調
一、七月十八日付「プラウダ」
同紙ハ「戰線ニ立テル日本共產党」ト題スル片山潛ノ論文ヲ掲載セル処右論文ハ日本共產党成立以来今日迄七年間ノ歴史ヲ詳細ニ説明セル後同党ハ目下支那朝鮮及台灣ノ共產運動ト密接ナル接触ヲ保チ極東ニ於テ日本ノ帝国主義ト鬭ヒ世界ニ於ケル最初ノ「プロレタリヤ」國家タル露国ヲ擁護スル為メ单一戰線ヲ布ケリト結ヘリ

(二) 駐日露国大使ノ日本共産党事件ニ関スル在滿露国領事宛通報(四月十九日付朝鮮總督府警務局長來信)
ハ第三「インターナショナル」ト日本共産党トノ関係ヲ知ル好資料ナリ

朝保秘第九三七号

ノ
件

在東京ソヴェート大使トロヤノフスキーハ這次日本共產党事件検挙ニ関シ四月九日在滿各ソヴェート領事宛左記通報ヲ発シタル趣情報有之何等御参考迄

五日ノ共産党検挙事件ニ依リ日本ノ議会ハ二大政党ニ固ル
ヘシ

五日ノ共産党検挙事件ニ依リ日本ノ議会ハ二大政党ニ固ル
各新聞及印刷界ニ於テ該事件ト大使館トノ関係ヲ忖度云為
セル記事ナシ然レ共一部ニ於ケル疑惑ハ免レサルモノアリ
ヘン

殊ニ右傾派ハ大使館ニ対シ示威運動ヲナセリ然レ共此ハ一般民衆的ノモノニアラス莫斯科ヨリノ訓令「第三インター・ナショナルトノ関係ニ付キ」テハ其ノ条件不明ノ為実行ニ至ラス将来ニ於テモ全然不可能ノ状況ニシテ日露国交支持ヲ思ハハ他ノ政策ニ出テサルヘカラス

日本ノ政党（文意明瞭ナラサルモ左傾团体ヲ指スモノナルヘシ）ハ指導者ニシテナンニ自動而モ積極的ニ行動シ得ル素質アリト信ス

大使館ハ此際最モ慎重ナル態度ヲ執リ苟モ条約違反ヲ云為セラルカ如キ行動ニ触レサル様注意シツツアリ

四 駐日露国大使ノ日本共産運動ニ関スル報告（十二月十一日付司法省泉二刑事局長來信）

司法省秘第一六二四号

昭和三年十二月十一日

外務省条約局長 松永直吉殿

在東京市政治部代表者「トロヤノフスキ」

ヨリ「ソヴィエト」社会主義共和国連邦政治部本部並全連邦共産党執行委員会等へ送付シ

リ最有利ニシテ好都合ノ立場ニ置カレアル日本プロレタリアヲシテ田中男爵統帥政府ノ時代ニ於テノミ資本主義ヲ基礎トシ社会万般ノ改造ハ達成シ得ラレルモノト表示シスク思ハシメルニ至レリ吾人ハ茲ニ日本プロレタリア革命ノ問題並ニ共産党問題ニ対シ一直線ニ進行スルヲ要ス

日本プロレタリアノ自己ノ専心的必極問題ニ就キ之レカ徹底的理解シ得ル智識乏シク即換言スレハ資本主義ヲ共産スル戦ニ代ヘルト云フ問題ヲ解スル能力ニ欠陥カアル夫レニハ大ナル理由カ存在ス此ノ頑愚ノ状態ニ乘シ田中男爵政府ハ其弾圧鉄拳政策ヲ以テ憲法ノ自由ヲ剥奪シ各労働階級ヲシテ資本ヨリ以外ノ良策アルヲ労働者ノ眼ニ映セシメサルニ至ラシメタリ

斯クテ遂ニ労働階級ハ憲法ニ於テ保証サレタル自由ノ何タルヲ稍諒解スルニ至ルヤ尚ホ進ンテ共産主義トハ如何ナルモノナルヤヲ研究シ理解スルコトニ努力ヲ要求スルニ至レ

日本プロレタリアハ将来ニ於テ時代ノ資本主義ト和合シシリ同作業スル機会アルニセヨ之カ実現ハ遙カニシテ容易ナラス実ニ難事ノ問題ナリ

タル報告書写送付ノ件

首題ノ報告書等ノ写此程入手致候処事実ノ真否ハ不明ニ候ヘ共為御参考貴覧ニ供シ候

一九二八年十月八日在東京市政治部代表者トロヤノフスキヨリソヴィエト社会主義共和国連邦政治部本部並ニ全連邦共産党執行委員会等ニ送付シタル報告書

日本共産党员ニシテ其代表者タル吉原ノ報告ニ基キ第三インターナショナル共産党本部ハ各代表者集合シ第六回委員会ヲ開催シ其重要議題トシテハ

一、日本各地ニ於ケル現今ノ作業ハ各国ニ比シ最モ革命的氣分旺盛ヲ極メルノ状態ニ有ル

一、然ルニモ拘ラス今日マテ日本國ニ革命勃発セサルハ如何ナル理由ナル乎

一、日本プロレタリアハ保守的ブルジョアト協同作業ニ從事スルハ如何ナル次第ナル乎

一、日本プロレタリアハ保守的政府ノ反革命政策ニ対シ何故自己ノ任務ヲ遂行スル上ニ意志薄弱ニシテ小心ナル乎尚ホ今日日本資本家ハ自己ノ階級戦ノタメニプロレタリアヨ

無產労働階級ト資本主義ト和合一致セサルハ日本帝国主義軍事行動ノ斯クアラシメルニ至レリ而シテ多数ノ無產労働者ハ帝国主義軍事行動ハ資本家ニ取りテハ最モ有利ニシテ光輝アル獲物ナリト思料スルニ至レリ

無職ニシテ収入ナク飢餓ニ呻吟シツツアル無產労働者中ニハ其ノ生活上ノ脅威ヲ受ケ悲境ヨリ脱出セントシ窃ニ投機心ヲ惹起シ遂ニ禁止ノ商売ヲ営ムノ已ムナキ事情ニ至レリ日本共産党ノ歴史ハ目下無產階級ノタメニ極度ノ悲境状態ヲ説示セリ日本共産党ハ其党員夥多ニアラサルモ其志氣旺昌ヲ極メ。プロレタリアトシテ執ルヘキ最善ノ方法ヲ尽シ其進路ニ向ヒ勇往邁進シ反動的ブルジョア戦反動的革命戦ニ於テ確固不拔ノ決心ヲ以テ其自己ノ任務ヲ遺憾ナク遂行シ大ニ勢力奮闘シツツアリ

日本共産党ハ革命戦ノ重心ヲ一身ニ荷ヒ亦其機關ハ一千ニ余ル官私探偵ノ標的トナリ労働思想ノ労働印刷器ハ閉塞ノ憂目ニ遭遇シ反革命ヨリ曾テ猶太人サヘ体験セサリン極度ノ侮辱ト压迫ヲ受ケツツアリ然レトモ共産党ハ飽迄一致固結シ忍耐シ以テ智的関係政治的関係ニ於テ倍々向上發展シツツアル此時ニ際シ保守的政府ハ各労働階級ノ一致連盟ヲ

リ
ノ團結ヲ崩壊セントスル謀計ハ達セラレス不成功ニ終リタ
破壊セント奮勉スルモ労働農民ノ意志鞏固ニシテ遂ニ彼等

本領ヲ解セヌニ共産主義ニ反対スル行動ニ出テタリプロレタリアノ比較的先覚者アリテ欺瞞政策ニ迷ハサリセハ共産主義ハ大活動發展セシナルヘシ

共産黨員中ニハ「プロレタリアハ其大部分革命活動ノ背後
(平。)

ノ立チ革命ハ實際達成スルモノ乎之ヲ排斥スヘキモノ平等ニ問題ニ就キ判断ニ苦シミ居ル」ヲ窮ヒ知リタリト明言ス之カ迷ヒノ原因トシテハ恐ラク指揮指導者ノ変心ニアリ其指揮者ハ「革命ハ其活動ヲ中止セリ」ト吹聴セリ尚ホ指揮者ハ「今後指揮指導者ノ存在ヲ認メス即チ無幹部ノ機関ヲ創造スルコトカ最肝要ナリ」ト告白セリ而シテ新機關ノ創造者ハ特種ノ智能アルモノト認メルコトハ能ハス如何トナレハ彼等ハ個別ノ意見ヲ有シ混亂ヲ極メ其施設ニ於テ見ルヘキモノナク寧ロ無教育無智ナル者アレハナリ
吾人共産党員トシテ茲ニ重要ナル問題アルヲ知ル可シ即彼等ハ単ニ其機關編成ニノミ汲々トシテ共産主義ノ本領実質

資本実利ヨリ打算スルニアラシテ即チプロレタリアノ生
活ノ必要ヨリシテ生産工業ノ改造ノ急務ヲ唱スルニ至レリ
而シテプロレタリア一般ハ生活改造ハ共産主義ニ拠リテノ
ミ適切ニ实行セラルモノト認承シ尚ホプロレタリアハ追
次革命氣分ニ傾キ居ルコトヲ明ニ証言セリ

日本共産党機関ニハ巖然タル匪組織領事法等アルモ其党员ノ員数ハ未タ多カラス共産党トシテノ活動ハ端緒ニ就キシノミニシテ革命ノ全勢力ヲ集中シ之カ統一スヘキ任務ニアル最高幹部ハ各地方ノ連絡ヲ完全ニ取得スルニ至ラス然レトモ日本北部並ニ朝鮮各地方ニシテ殊ニソヴェート露西亞トノ隣接地方ニ在リテハ露国ノ後援ヲ得テ幹部ノ作業大ニ効ヲ奏シ一般民衆及軍隊内ニ密接ナル関連ヲ取り共産党細胞ヲ編成シ得ルニ至レリ此細胞中ニハ熱烈以テ確固不抜ノ志氣ヲ有スル人士尠カラス彼等ハ万一逮捕セラレタル場合投獄セラルルヲ予メ覺悟シ主義ノタメニハ如何ナル悲境ニ

宣伝煽動其他革命ニ必極ナル学科目ヲ設ケントスル議案トシツアリ尚ホ日本北方ニ共産主義ノ大學ヲ創造シ主義ノ計画カ勃然トシテ發生シツツアリ大学ニハマルクス主義ノ図書館ヲ付設シ以テ家族制度ヨリ隔離セシメス第一日本官憲ヨリソヴェート社会主義共和国連盟監督ノ下ニ其教育ヲ授ケルノ嫌疑ヲ招カサル手段トスルモノナリ第二ニハ二週間ニ一回ノ出版トハ雖モ革命的啓蒙的印刷物ヲ發行スルノ嫌疑ヲ避ケシメルモノトス

日本労働及農民党ハ共産党ト行動ヲ俱ニシ各村落ニ於テ活動ノ中心トナリ連絡ヲ執ルコトニ努力ス共産党中央委員会ハ労農民党ヲ利用シ各村落ニ革命的動搖ヲ勃発セシメントスルニ奏効セリ

無産労働階級ノ自由解放ハ焦眉ノ急務タルニ拘ラス其ノブルジョア並ニ反革命トノ戦ハ仲々困難ニアル然レ共黃色社會主義指導者ハ反対党ニ比シ良軍師ニシテ秘密政策実行ノ技量ニ於テハ遙カニ卓越シ居ルヲ以テ其ノ重責任ヲ彼等ニ負ハシメサルヘカラス

資本主義トノ戰ニ際シ共産主義精神ノ教養ヲ嫌排スルニ等シキモノナリ恰モ之レ共産主義ヲ地球ヨリ月世界ニ移転スルニ等シ

テ政府案ヲ支持セリ此社会主義部属ハ革命ニ賛同セスプロレタリアノ保護者トハナラス

革命事業創作ニ不適當ナル社会主義代議士ハ結局革命事業ニ重大ナル勤労ヲ為スニ至レリ即チ彼等社会主義代議士ハ

ブルジョア急進主義左翼党ヲ組織セル当日公然政府反対党タルブルジョア左翼ブローカニ合体スルノ舉ニ出テタリ之共産党ノタメニハ最モ有利ナル結果ヲ表出スルニ至レリ如何トナレハ政府並ニブルジョアノ政策ハ其ノ敵然タル秩序ヲ覆ヘサレルニ至レリ昨日ノブルジョア左翼党ノ組織及無産労働右翼ノ編成ノ不可能ハ今日ハ位置ヲ転倒シ成立スルニ至レリ政府並ニブルジョアノ日タノ事業ノ課程内ニ無

産労働者混入シ作業ヲ俱ニスルヲ得共産党ハ大ナル便利ヲ受ケルモノナリ

日本共産党目下ノ内面ノ状態及活動ノ実情ハ左記ノ通リナリ今春日本全国共産党员ハ検挙ノ激浪ニ翻弄サレ為メニ各地ノ連絡ハ絶タレ悲惨ノ境遇ニ呻吟セリ共産党中央委員会ハ大ナル冒險ヲ以テ之カ再举ヲ企画スルニ至レリ然レトモ復興ニ就テノ具体的問題ハ各様ニシテ容易ニ帰着スルニ至ラス如此困難ナル事情カ共産党中央委員会ヲシテ中央ニ接

近セル三ヶ所ノ県ノ集合会議ヲ（統一スル目的ヲ以テ）本年九月二十五日横浜市ニ招集開催セシメルニ至レリ而シテ本会議ニ於テ日本共産党員吉原ノ報告ニ基キ第六回会議ニ提出セシ議題ヲ審議スルコトニナリタリ

日本共産党活動ノプログラム、ゝゝゝ十年間ノ国民経済ノ発展ハ増大ナル資本主義ヲ生出セリ而シテ資本主義ハ生産工業ヲ集中シ官憲ノ主裁ニ属スル国家財政ヲ集中スル特性ヲ表出スルニ至レリ平和政策進展ニ於ケル国家経済資源ノ影響ハ帝国主義ノ発生トナリタリ資本ノ主権カ繼續スル限り富豪寡頭政治ノ利益トナリ無産労働者ノ潰滅ハ閉塞セラル所トナラサルナリ

第三インターナショナル共産党ノ十年間ノ活動ハ一般資本主義組織ノ基礎ヲ完全ニ破壊シ資本主義ノ一切ノ内部ノ反対ノ点ヲ暴露スルニ至レリ共産党ハ第六回会議ニ於テ審議決定ノ指図命令ニ準拠シプロレタリアノ自由解放ニ政治経済ノ性質ノ変更ニ努力シ新活動戦術ヲ利用スルヲ要ス社会主義ノ危急、ゝゝゝ、飢餓及貧窮ハプロレタリアニ左ノ事ヲ教示ス、ゝゝゝ、「ブルジョア並ニブルジョア民主主義官憲ハ人類ノ存在ヲ保証シ能ハサルモノナリ」又

「自由貿易及競争ハ偉大ナル信任ヲ受ケ且ツ資本家同盟罷業ヲ招来スルニ至レリ其資本家同盟罷業ハ物価ノ高率ヲ支持シ自己ノ利益ヨリ打算シテ生産工業ヲ縮少スルヲ問題トセリ」「暴利主義ハ資本経済ノ極度ノ慘状形体トナリタリ」プロレタリア執政權、ゝゝゝゝゝ、プロレタリアハ自己ノ手ニ官権ヲ掌握セサルヘカラス如何トナレハ労働団体ハ労働者ノ真ノ利益ヲ保護シプロレタリアノ経済ノ基礎ニ就キ責任ヲ有スレハナリト思考セリ

ソヴィエート式官憲建設、ゝゝゝゝゝ日本プロレタリアハ其ノ体験ニ拠リ第三インターナショナル共産党ノ指導機関ノ性質ニ於テ革命作業ニ關与シプロレタリア民主政体カ國家ヲ支配スル上ニ最善ノ典型的政体ナリトノ思想ヲ堅固ニセリ之レソヴィエト式ナリ

故ニ共産党中央委員会ハ問題トシテ製造所工場ノ細胞ヲ整理シ労働階級ヲシテ中央経済機関ノ指揮ノ下ニ必要ノ場合ニハ作業ヲ中止セス繼續スルタメ其ノ事業ノ経営ノ一切ノ権限ヲ自己ノ手ニ掌握セシメルニアル

市町村ノ労働機関ノ問題トシテハ一切ノ行政権ヲ掌握スルコトニ準備スル之レナリ労働階級ノ機関ハ国家ヲ支配スヘ

日本政治部代表者在東京 トロヤノフスキ
一九二八年十月八日（第八六四号）

右原文ニ依リ翻訳ス

昭和三年十一月十九日

司法省嘱託通訳 村田甲子郎

(別紙)

全露共産党中央執行委員会極東部宛

日本大使館政治部代表

(五) 駐日露國大使ノ日本共産党指導説(十一月二十四日付
八木哈爾賓總領事來信)

機密第八四八号

昭和三年十一月二十四日

在哈爾賓總領事 八木 元八

外務大臣男爵 田中義一殿

労農駐日大使館ノ日本共産党指導ニ関スル件

(当館警察署長報告)

日本共産党檢挙事件ノ結果ニ鑑ミ之カ恢復收拾ノ為メ日本共産党ハ暫ク其獨立的機能ヲ中止シ党機関ノ指導權ヲ駐日労農大使館政治部ニ移動シ爾今同政治部ニ於テ第三國際共産党執行委員会極東部ノ指令ニ基キ計画ヲ樹テ一切ノ運動ヲ指導スルコトト為リタリト本件ニ關シ十一月九日付在東京労農駐日大使館政治部代表ヨリ中央委員会極東部ニ宛タル報告ヲ入手シタル処別紙訳文ノ通右報告ス

現日本無產者運動ハ未タ其基礎鞏固ナルヲ得ス日々深刻ナル圧迫ノ下ニ迫害ヲ加ヘラレツツアル実情ナリ官憲トノ猛烈ナル鬪争ノ間ニ反動政府ハ最近労働階級ニ対シ徹底的檢挙ヲ試ミツツアリ御大典ノ日ハ党機関實行労働者ノ探策慘虐ナル追捶ニ遭ヒ無產者運動ノ第一義的飛躍ハ大打擊ヲ蒙リ革命運動圧迫ノ組織ノ下ニ峻敵ナル監視ノ眼力無產青年ニ向ケラレタリ

無產者集団ハ絶エス解散セシメラレ中央地方共ニ無產者中ノ優秀ナル中心代表者ハ檢挙セラレタリ大典前ニ通ハレタル檢挙ハ中央ニ於テモ亦地方ニ於テモ深甚ナル打擊ヲ党機関ニ与ヘ連絡ノ為地方ニ派遣セラレ居タル仮中央委員会代表者ノ大部分ハ捕縛セラレタル結果期待シ居タル宣伝運動ヲ実行スルヲ得ス且又同様ニ第五回万国委員会総会ノ決議モ其計画ノ半スラ之ヲ実行シ得サリシ実情ナリ

中央指導機関ハ其部員ノ大部分ヲ檢挙セラレタル結果殆ント凡ユル地方機関トノ連絡ヲ失ヒ收監者トノ間ニ設定シ居

タル連絡方法モ党機関ノ指導ノ如キ予期シタル結果ヲ齎シ得ス

之等上述ノ事情ヨリシテ仮中央委員会ハ必スヤ国内左党分子ノ結合ニ對シテ凡ユル進取的指導ヲ与ヘ且ツ又大使館政治部ハ日本無產者階級ノ此ノ忍フ可カラサル状態ヨリ脱出スヘキ途ヲ発見スヘキ必要ニ迫ラレタリ

革命運動ニ對シ政府ノ執リツツアル決定的行動ヲ是認セル資本階級ハ労働者階級ノ要求ニ對シテ表面的讓歩偽瞞セル好意ノ狡猾ナル政策ヲ行ハントシツアリ該政策ハ宣言ノ形式ヲ以テ大典中ニ發表セラルモノニシテ党機関ヲシテ無產者階級ノ分裂ノ事実ノ前ニ置カントセルモノナリ

無產者階級ノ運動指導者タル機関ハ此ノ資本家階級ノ政策ニ對シ確実ニ勝利ヲ得ントスルハ指導機関全滅ノ現状ニ鑑ミ其役割ハ不適當ナリ職業機関ハ職業課ノ殘留指導者ノ為無產者指導機関全滅ノ結果日々労働者階級ノ大部分ヲ自己ノ方へ誘引シ居ルニモ不拘大体ニ於テ党訓練方法ヲシテ狹義ノ職業運動ノ時代遅レノ精神ノ方へ誘導シツツアリ之等幾百ノ連続セル事件ハ明カニ日本無產者党ハ地方ニ於テモ中央ニ於テモ無產者革命運動ノ指導ナルモノニ對シテ打撃

ヲ蒙リ其結果日本無產者党カ万国委員会ニ於テ決議セル革命運動ヲ實現スル為ニ亦以前ノ状態ニ復活スル為ニハ長キ期間ト多大ノ努力ヲ要スルコトハ明白ナル事實ナリ今日迄党文書部指導委員—仮中央委員会ノ殘留委員ト關係ヲ有シ且ツ無產階級結合ノ使命ヲ有スル—旧式ナル党規妥協ト云フ形式ニ拘泥シ夫レニ依リ共産党以外ノ他ノ革命運動ニ無產者階級ヲ導カントシ居タル之等旧思想ヲ有スル党機関内ニ存在セシ人々カ法規ノ下ノ人トナリシ時現在ハ緊急ナル決心ヲ要スルノ時ナリトス

凡テ上述ノ原因ハ事件ノ進捗ト共ニ現出シタルモノニシテ同時ニ地方ノ殘留党員ノ強固ナル請願ニヨリ大使館政治部ハ自己ノ手中ニ無產者運動ノ全指導ヲ掌握スルコトセリ自己ノ直接支配ノ下ニ地方ノ指導機関復活及指導權ヲ自己ノ手中ニ移動スルコトニ関係シテ党機関ト審議シタル結果又地方トノ連絡ノ為政治部ハ仮中央委員会ノ殘留委員中ヨリ直接部ヲ選ヒ直接部ニハ地方トノ連絡ヲ實現スル責任ヲ負ハシメ且ツ中央委員会ノ為党總会集会ノ準備ヲ為サシム政治部決議ハ當然全左領團体一(或理論政策方法ノ問題ニ於テ意見ノ相違ヲ有スルトモ日本無產者党ノ名ニ於テ結合

シ居レル) —ノ為根本運動トナルヘキモノナリトス

政治部ニ於テ作ラレタル全日本委員会ノ運動予定ハ左ノ如シ

シ

(一)日本共産党ハ中央委員選挙ニ先立チ独立的存在ト云フ如

キ氣運ヲ中止シ政治部ト凡ユル関係ヲ保チ地方中心機関トシテノ位置ニ立ツコト

(二)運動プログラム及其公ノ規約ハ中央機関ノ主義ト関連アルコト

(三)地方委員会ニ於ケル中央機関ノ要求ハ地方ニ於ケルプロレタリア階級ノ結合ト全日本党總会ノ準備ナリ

(四)党機関ノ内部変更ノ時ハ同一性質ノ要素主義方針即チ共産党根本機関ニ必要ナルモノヲ包含セル形式ヲ以テナス

(五)党機関ノ指導者ノ責任ハ政治部ノ指導的決議ニ關係アル行動並ニ地方労農ロシヤ政治代表ニ委任セラレタル支配

權ヲ完全ニ観察スルコト

(六)党機関ノ事業ハ全中央委員会極東部ノ指令ニ基キ政治部ニ依リ設定セラレタル唯一ノ主義実現ニ突進スルモノニシテ次ノ如キ事項ナリ

- 1 無産者階級革命ニ対スル党機関ノ準備之力為ニハ政

治部指令通リノ凡ユル合法的方法ヲ利用シ且ツ又同時ニ系統的ニシテ合法的ナル事業—即チ地方暴動及寵業ニ必要ナル準備並彼等ヲ物質的ニ保証スル—ヲ形成スルコト

2 政治部ノ党機関ト連絡アル凡ユル職業組合党細綱ノ機関ハ自己ノ勢力範囲ニ於テ宣伝ト戦闘準備ヲ目的トルコト

3 以前ノ戦術的行動ニ全ク反対視サレタル政治部指令通リニ国家ノ政治的支配的機関内ニ党機関ヲ加入セシムルコトハ政治的機関内ノ党機関ノ行動ノ根本的基本トナルモノニシテ政治部指導ノ下ニ党機関ハ一般集団ノ部分的又党細綱—各成員—ヲ監督スルコト且又唯政治部ノ指令ニ基キ特殊ノ戦闘的任務ヲ遂行ス可ク決メラレタル機関トシテ注意スルコト

4 国ノ進取的行動全般ニ対シテ政治部カ支配スルコト且ツ全党則ノ主義ニ服従スルコト政治部ニ依リ作ラレタル役割ハ党機関ニヨリ採用セラルコト且党指導ノ実現準備ノ為ノ役割中ニ露西亞無產階級ノ凡ユル党事業ニ進シテ加入スルコトヲ要求ス

本通信ニテ日本ニ於ケル党機関指導権カ政治部ニ移動シタルコトヲ通報シ且爾今ハ凡テ政治部宛御指令アリタシ 東京十一月九日第二四七号 政治部代表 ドラゴマン・スペルウイン

第八章 治安維持法改正カ露国側ニ興ヘタル反響 (八月七日付鈴木間島総領事來信)

機密第七六二号 昭和三年八月七日 在間島総領事 鈴木要太郎 外務大臣男爵 田中 義一殿 日本ノ思想取締厳重ニ伴ヒ赤露ノ高等探偵局拡張計画 (八月七日付鈴木間島総領事來信)

記

隣国ニ多數ノ密偵ヲ派シ自國民ノ思想傾向並赤露ノ動静ヲ根本的ニ内査セシムトノ説伝ハルヤ極東政厅ニ於テハ大ニ狼狽シ之カ対策トシテ高等探偵局ノ拡張ヲ計ルヘク中央政府ニ対シ左記各項ノ稟請ヲ發シタリト

一、極東辺疆地帶ハ本国ヲ距ルコト遠ク太平洋ニ面スル諸國ト密接ノ関係ヲ有スル為メ高等探偵局ノ拡張緊要ナルモノアルヲ以テ從来ノ三倍ノ人員ト経費ノ増加ヲ要スルコト

二、高等探偵局ハ本局ト三個分局ニ止マルモ増置局員ハ從来ノ如ク一定ノ公務所ニ常置セシメス国境監視所ゲペウ及各区域ソヴィエットニ一、三名宛按分配置スルコト

三、増置局員ノ採用ハ露鮮人各半数トスルコト

四、各ゲペウ監視所及各区域ソヴィエット常置局員ハ露鮮人各一名トスルコト

五、高等探偵局増置経費ハ一九二八年度ハ極東政厅予算臨時費中ヨリ支出スルコト

六、高等探偵局員ノ任務ハ左ノ各項トスルコト

(1)各区域ソヴィエットニ在リテハ外来居住者ノ動静及在本件ニ閑シ諜知シタル処ニ拠レハ從来赤露ハ直接間接ニ労働者農民及各思想団体ヲ誘導宣伝ニ感染セシメ漸次其ノ実績ヲ举ケツツアリテ日本ニ於ケル無產労働者農民ノ思想悪化ニ対シテモ宿望ヲ貫徹セムト画策シ居レリ然ルニ過般治安維持法改正セラレ其ノ取締益々嚴密ヲ加フルト共ニ接壤

留民ノ思想傾向ノ観察

(イ) 各ヶペウ監視所ニアリテハ外国ヨリノ入境者ノ動靜並

尾行

(ロ) 日本ノ思想取締狀況調査

(ハ) 日本ノ思想取締ニ対スル同國民ノ傾向内査

(シ) 日本ノ思想取締ニ対スル應變狀況ノ速知

(ス) 日本ノ思想取締ニ因ル共產黨ノ盛衰狀況

24 (参考二)

昭和5年6月26日

欧米局第一課調書

ソ連の中国および日本に対する共產主義宣伝

の実情について

「ソヴィエト」連邦ノ対支宣伝

昭和五年六月二十六日欧米局第一課

(イ) 在露宣伝機關

「ソヴィエト」連邦ノ対支宣伝機關ハ之ヲ「ソ」連邦内ニ在ルモノト(イ)支那ニ在ルモノトアリ「ソ」連邦内ニ在ルモノハ(ツ)「コミニテルン」(ツ)「プロフィンテルン」及(ツ)支那青年ニ対スル共產主義教育ヲ目的トスル諸學校

然ルニ其ノ後一九二八年ノ第六回大会以後東洋部ニハ前記極東近東ノ一部ノ外新ニ中東部(印度)ヲ設置シ極東部長ニハ「ソ」連邦共產黨員「ミフ」中東部ニハ「ソ」連邦共產黨員「シュービン」近東部長ニハ支那共產黨員瞿秋白ヲ任命シタリ(斯クノ如ク「コミニテ

リキ)
(イ) 極東ノ部(支那、日本、比律賓、朝鮮)
(ロ) 近東部(土耳其、波斯等)
ノ一部ニ分レ極東部長ハ後日上海ニ駐在シ日本共產黨トモ密接ナル關係ヲ有シタル「ウォイチンスキイ」ナリキ

東洋部ハ

「ミフ」ハ嘗テ在露孫逸仙支那労働者大學校長タリシコトアリ支那問題ノ權威ニシテ

ルン」カ新ニ中東部ヲ設置シタルハ最近印度ニ於ケル左翼運動ノ激成ニ鑑ミ印度ニ対シ積極的ニ策動セントスルニ至リタル証左トモ觀察スルヲ得ヘシ)

佐野学莫斯科滯在中(一九二八年)東洋部ニ於テハ毎週一回會議ヲ開催シタル趣ナルカ會議ノ構成ハ

議長「クーシネン」(東洋部部長)
委員 瞿秋白(近東部部長)

同 「シユービン」(中東部部長)

同 「ミフ」(極東部部長)

佐野学(極東部勤務)

ノ五人ニシテ支那、朝鮮、波斯、埃及等東洋部ノ所管事務ニ關シ討議決定シタリト云フ

尚東洋部ニハ前記三部長ノ外部員トシテ「ヴィルタ

ネン」「ミッケウイッチ」等アリト云フ東洋部ノ組織一覽表左ノ如シ

(イ) 極東部

支那、日本、比律賓、朝鮮

部長「ミフ」(ソ連邦共產黨)(註一)

(ロ) 中東部

等ヲ其ノ主タルモノトス左ニ此等諸機關ノ組織及活動ニ

関シ其ノ概要ヲ述フヘシ

一、「コミニテルン」

「コミニテルン」ノ東洋方面ニ対スル宣伝ハ其ノ執行

委員会幹部会内ニ於ケル東洋部(部長「クーシネン」)

ノ所管タル處右東洋部ハ一九二八年ノ「コミニテル

ン」第六回大会後其ノ組織及職員ニ変更アリタリ

即チ一九二四年第五回大会ヨリ第六回大会ニ至ル間ハ

東洋部ハ

(イ) 極東ノ部(支那、日本、比律賓、朝鮮)

(ロ) 近東部(土耳其、波斯等)

ノ一部ニ分レ極東部長ハ後日上海ニ駐在シ日本共產黨トモ密接ナル關係ヲ有シタル「ウォイチンスキイ」ナリキ

然ルニ其ノ後一九二八年ノ第六回大会以後東洋部ニハ前記極東近東ノ一部ノ外新ニ中東部(印度)ヲ設置シ極東部長ニハ「ソ」連邦共產黨員「ミフ」中東部ニハ「ソ」連邦共產黨員「シュービン」近東部長ニハ支那共產黨員瞿秋白ヲ任命シタリ(斯クノ如ク「コミニテ

リキ)
(イ) 極東ノ部(支那、日本、比律賓、朝鮮)
(ロ) 近東部(土耳其、波斯等)

ノ一部ニ分レ極東部長ハ後日上海ニ駐在シ日本共產黨トモ密接ナル關係ヲ有シタル「ウォイチンスキイ」ナリキ

然ルニ其ノ後一九二八年ノ第六回大会以後東洋部ニハ前記極東近東ノ一部ノ外新ニ中東部(印度)ヲ設置シ極東部長ニハ「ソ」連邦共產黨員「ミフ」中東部ニハ「ソ」連邦共產黨員「シュービン」近東部長ニハ支那共產黨員瞿秋白ヲ任命シタリ(斯クノ如ク「コミニテ

リキ)
(イ) 極東ノ部(支那、日本、比律賓、朝鮮)
(ロ) 近東部(土耳其、波斯等)

ノ一部ニ分レ極東部長ハ後日上海ニ駐在シ日本共產黨トモ密接ナル關係ヲ有シタル「ウォイチンスキイ」ナリキ

然ルニ其ノ後一九二八年ノ第六回大会以後東洋部ニハ前記極東近東ノ一部ノ外新ニ中東部(印度)ヲ設置シ極東部長ニハ「ソ」連邦共產黨員「ミフ」中東部ニハ「ソ」連邦共產黨員「シュービン」近東部長ニハ支那共產黨員瞿秋白ヲ任命シタリ(斯クノ如ク「コミニテ

リキ)
(イ) 極東ノ部(支那、日本、比律賓、朝鮮)
(ロ) 近東部(土耳其、波斯等)

ノ一部ニ分レ極東部長ハ後日上海ニ駐在シ日本共產黨トモ密接ナル關係ヲ有シタル「ウォイチンスキイ」ナリキ

然ルニ其ノ後一九二八年ノ第六回大会以後東洋部ニハ前記極東近東ノ一部ノ外新ニ中東部(印度)ヲ設置シ極東部長ニハ「ソ」連邦共產黨員「ミフ」中東部ニハ「ソ」連邦共產黨員「シュービン」近東部長ニハ支那共產黨員瞿秋白ヲ任命シタリ(斯クノ如ク「コミニテ

リキ)
(イ) 極東ノ部(支那、日本、比律賓、朝鮮)
(ロ) 近東部(土耳其、波斯等)

ノ一部ニ分レ極東部長ハ後日上海ニ駐在シ日本共產黨トモ密接ナル關係ヲ有シタル「ウォイチンスキイ」ナリキ

然ルニ其ノ後一九二八年ノ第六回大会以後東洋部ニハ前記極東近東ノ一部ノ外新ニ中東部(印度)ヲ設置シ極東部長ニハ「ソ」連邦共產黨員「ミフ」中東部ニハ「ソ」連邦共產黨員「シュービン」近東部長ニハ支那共產黨員瞿秋白ヲ任命シタリ(斯クノ如ク「コミニテ

リキ)
(イ) 極東ノ部(支那、日本、比律賓、朝鮮)
(ロ) 近東部(土耳其、波斯等)

ノ一部ニ分レ極東部長ハ後日上海ニ駐在シ日本共產黨トモ密接ナル關係ヲ有シタル「ウォイチンスキイ」ナリキ

然ルニ其ノ後一九二八年ノ第六回大会以後東洋部ニハ前記極東近東ノ一部ノ外新ニ中東部(印度)ヲ設置シ極東部長ニハ「ソ」連邦共產黨員「ミフ」中東部ニハ「ソ」連邦共產黨員「シュービン」近東部長ニハ支那共產黨員瞿秋白ヲ任命シタリ(斯クノ如ク「コミニテ

リキ)
(イ) 極東ノ部(支那、日本、比律賓、朝鮮)
(ロ) 近東部(土耳其、波斯等)

ノ一部ニ分レ極東部長ハ後日上海ニ駐在シ日本共產黨トモ密接ナル關係ヲ有シタル「ウォイチンスキイ」ナリキ

然ルニ其ノ後一九二八年ノ第六回大会以後東洋部ニハ前記極東近東ノ一部ノ外新ニ中東部(印度)ヲ設置シ極東部長ニハ「ソ」連邦共產黨員「ミフ」中東部ニハ「ソ」連邦共產黨員「シュービン」近東部長ニハ支那共產黨員瞿秋白ヲ任命シタリ(斯クノ如ク「コミニテ

リキ)
(イ) 極東ノ部(支那、日本、比律賓、朝鮮)
(ロ) 近東部(土耳其、波斯等)

ノ一部ニ分レ極東部長ハ後日上海ニ駐在シ日本共產黨トモ密接ナル關係ヲ有シタル「ウォイチンスキイ」ナリキ

然ルニ其ノ後一九二八年ノ第六回大会以後東洋部ニハ前記極東近東ノ一部ノ外新ニ中東部(印度)ヲ設置シ極東部長ニハ「ソ」連邦共產黨員「ミフ」中東部ニハ「ソ」連邦共產黨員「シュービン」近東部長ニハ支那共產黨員瞿秋白ヲ任命シタリ(斯クノ如ク「コミニテ

リキ)
(イ) 極東ノ部(支那、日本、比律賓、朝鮮)
(ロ) 近東部(土耳其、波斯等)

ノ一部ニ分レ極東部長ハ後日上海ニ駐在シ日本共產黨トモ密接ナル關係ヲ有シタル「ウォイチンスキイ」ナリキ

然ルニ其ノ後一九二八年ノ第六回大会以後東洋部ニハ前記極東近東ノ一部ノ外新ニ中東部(印度)ヲ設置シ極東部長ニハ「ソ」連邦共產黨員「ミフ」中東部ニハ「ソ」連邦共產黨員「シュービン」近東部長ニハ支那共產黨員瞿秋白ヲ任命シタリ(斯クノ如ク「コミニテ

リキ)
(イ) 極東ノ部(支那、日本、比律賓、朝鮮)
(ロ) 近東部(土耳其、波斯等)

ノ一部ニ分レ極東部長ハ後日上海ニ駐在シ日本共產黨トモ密接ナル關係ヲ有シタル「ウォイチンスキイ」ナリキ

然ルニ其ノ後一九二八年ノ第六回大会以後東洋部ニハ前記極東近東ノ一部ノ外新ニ中東部(印度)ヲ設置シ極東部長ニハ「ソ」連邦共產黨員「ミフ」中東部ニハ「ソ」連邦共產黨員「シュービン」近東部長ニハ支那共產黨員瞿秋白ヲ任命シタリ(斯クノ如ク「コミニテ

リキ)
(イ) 極東ノ部(支那、日本、比律賓、朝鮮)
(ロ) 近東部(土耳其、波斯等)

ノ一部ニ分レ極東部長ハ後日上海ニ駐在シ日本共產黨トモ密接ナル關係ヲ有シタル「ウォイチンスキイ」ナリキ

然ルニ其ノ後一九二八年ノ第六回大会以後東洋部ニハ前記極東近東ノ一部ノ外新ニ中東部(印度)ヲ設置シ極東部長ニハ「ソ」連邦共產黨員「ミフ」中東部ニハ「ソ」連邦共產黨員「シュービン」近東部長ニハ支那共產黨員瞿秋白ヲ任命シタリ(斯クノ如ク「コミニテ

リキ)
(イ) 極東ノ部(支那、日本、比律賓、朝鮮)
(ロ) 近東部(土耳其、波斯等)

ノ一部ニ分レ極東部長ハ後日上海ニ駐在シ日本共產黨トモ密接ナル關係ヲ有シタル「ウォイチンスキイ」ナリキ

然ルニ其ノ後一九二八年ノ第六回大会以後東洋部ニハ前記極東近東ノ一部ノ外新ニ中東部(印度)ヲ設置シ極東部長ニハ「ソ」連邦共產黨員「ミフ」中東部ニハ「ソ」連邦共產黨員「シュービン」近東部長ニハ支那共產黨員瞿秋白ヲ任命シタリ(斯クノ如ク「コミニテ

リキ)
(イ) 極東ノ部(支那、日本、比律賓、朝鮮)
(ロ) 近東部(土耳其、波斯等)

ノ一部ニ分レ極東部長ハ後日上海ニ駐在シ日本共產黨トモ密接ナル關係ヲ有シタル「ウォイチンスキイ」ナリキ

然ルニ其ノ後一九二八年ノ第六回大会以後東洋部ニハ前記極東近東ノ一部ノ外新ニ中東部(印度)ヲ設置シ極東部長ニハ「ソ」連邦共產黨員「ミフ」中東部ニハ「ソ」連邦共產黨員「シュービン」近東部長ニハ支那共產黨員瞿秋白ヲ任命シタリ(斯クノ如ク「コミニテ

リキ)
(イ) 極東ノ部(支那、日本、比律賓、朝鮮)
(ロ) 近東部(土耳其、波斯等)

ノ一部ニ分レ極東部長ハ後日上海ニ駐在シ日本共產黨トモ密接ナル關係ヲ有シタル「ウォイチンスキイ」ナリキ

然ルニ其ノ後一九二八年ノ第六回大会以後東洋部ニハ前記極東近東ノ一部ノ外新ニ中東部(印度)ヲ設置シ極東部長ニハ「ソ」連邦共產黨員「ミフ」中東部ニハ「ソ」連邦共產黨員「シュービン」近東部長ニハ支那共產黨員瞿秋白ヲ任命シタリ(斯クノ如ク「コミニテ

リキ)
(イ) 極東ノ部(支那、日本、比律賓、朝鮮)
(ロ) 近東部(土耳其、波斯等)

ノ一部ニ分レ極東部長ハ後日上海ニ駐在シ日本共產黨トモ密接ナル關係ヲ有シタル「ウォイチンスキイ」ナリキ

然ルニ其ノ後一九二八年ノ第六回大会以後東洋部ニハ前記極東近東ノ一部ノ外新ニ中東部(印度)ヲ設置シ極東部長ニハ「ソ」連邦共產黨員「ミフ」中東部ニハ「ソ」連邦共產黨員「シュービン」近東部長ニハ支那共產黨員瞿秋白ヲ任命シタリ(斯クノ如ク「コミニテ

リキ)
(イ) 極東ノ部(支那、日本、比律賓、朝鮮)
(ロ) 近東部(土耳其、波斯等)

ノ一部ニ分レ極東部長ハ後日上海ニ駐在シ日本共產黨トモ密接ナル關係ヲ有シタル「ウォイチンスキイ」ナリキ

然ルニ其ノ後一九二八年ノ第六回大会以後東洋部ニハ前記極東近東ノ一部ノ外新ニ中東部(印度)ヲ設置シ極東部長ニハ「ソ」連邦共產黨員「ミフ」中東部ニハ「ソ」連邦共產黨員「シュービン」近東部長ニハ支那共產黨員瞿秋白ヲ任命シタリ(斯クノ如ク「コミニテ

リキ)
(イ) 極東ノ部(支那、日本、比律賓、朝鮮)
(ロ) 近東部(土耳其、波斯等)

ノ一部ニ分レ極東部長ハ後日上海ニ駐在シ日本共產黨トモ密接ナル關係ヲ有シタル「ウォイチンスキイ」ナリキ

極東地方共産党大学等ナリ

(1) 孫逸仙支那労働者大学

孫逸仙支那労働者大学ハ一九二五年一月支那共産運動ノ指導者養成ヲ目的トシテ莫斯科ニ設立セラレタルモノニルモノニシテ校長ハ当初「ラデック」ナリシカ其ノ後「ミフ」トナリ今日ハ「ウェーベル」ナリ

同校ハ「ソ」連邦ノ有力権ヲ以テ組織スル孫文大学後援会ニ依リテ維持セラレ居ル旨伝ヘラレタル処一九二八一二九年「ソ」連邦国家予算中連邦中央執行委員会直屬機関ノ項ニ同大学ノ経費計上セラレ居ル

ニ鑑ミ少クトモ同年度以来連邦政府ノ経費ニ依リテ維持セラレ居ルコト明白ナリ因ニ今年度（一九二九—三〇年）ノ同校経費ハ百二十四万七千六百留ナリ（斯クノ如ク経費ノ多額ナルハ主トシテ学生カ全部

学校側ヨリ学費及生活費ヲ支給セラレ居ルニ因ル）同校ノ支那留学生ハ一九二七年未現在約四百名（中約百名ハ婦人）ナリト云フ

(2) 「スターリン」東方労働者共産大学

「スターリン」東方労働者共産大学ハ日支鮮比印等

(3) 極東地方共産大学

一九三〇—三一年度ヨリハバロフスクニ開校ノ筈ナル極東地方共産党大学ニハ特ニ東洋部ヲ設ケ支那人（朝鮮人ヲモ）収容スル予定ナリト云フ

(4) 在支宣伝機関

「ソ」連邦ハ在支外交及領事機関ノ外上海ニ「コミニテルン」及「プロフィンテルン」代表ヲ派遣シ実地ニ於テ宣伝セシメタルカ其ノ状況大要左ノ如シ

(5) 外交及領事機関

「ソ」連邦ハ在支外交及領事機関ヲシテ対支宣伝ノ任

ニ当ラシメ居タルモノノ如キ处少クトモ在上海副領事「ヴィルデ」（別名「ミルレル」）ハ上海九江路大陸申報社内「ツエントロ・ソユーズ」ニ勤務シ支那及日本共産党ニ対スル資金ノ交付ニ当リ居タルコトハ日本共産党事件被告人多数ノ供述ニ依リ明白ナリ（日本共産党員ニシテ同人ト関係アリシモノ多数アル処大正十三年頃荒畠、徳田等同人ヨリ活動資金ヲ受領シ佐野学ハ大正十四年七月日本ニ帰還ノ際支那共産党員瞿秋白ノ手ヲ通シテ新聞資金三千円ヲ受領シタル外上海滯在中同人ヨリ一ヶ月五十円ノ生活費ヲ受領シ又大正十五年四月高橋貞樹ハ入露ノ際同人ヨリ種々斡旋ヲ受クル所アリタリ）

(6) 「コミニテルン」代表

「コミニテルン」ハ其ノ代表者ヲ上海ニ派遣シ支那及日本ノ共産運動ヲ指導セシメタルカ代表者中主ナル者左ノ如シ

(1) 「ウォイチングスキー」

「ウ」ハ一九二〇年「コミニテルン」上海駐在員トシテ一度渡支シ同年夏上海、北京、廣東等ニ於テ支那

東洋諸民族及「ソ」連邦内ノ亜細亞民族ニ共産主義教育ヲ授クル目的ノモトニ設立セラレタルモノニン

テ「スターリン」其ノ名譽校長タル關係上校名ニ同人ノ名ヲ冠シタル次第ナル處普通ハ略シテ「クート

ヴェー」ト称ス現在ノ校長ハ「ライティエル」ナリ邦人ニシテ同校ニ学ヒタル者ハ北浦千太郎始メ総數四十数名（中二十数名ハ日本共産党事件被告人ナリ）

ナル處支那留学生ハ一九二七年六月現在約四百名アリタリト云フ（但別ニ新疆出身者四十名アリ）

四十数名（中二十数名ハ日本共産党事件被告人ナリ）

ナル處支那留学生ハ一九二七年六月現在約四百名アリタリト云フ（但別ニ新疆出身者四十名アリ）

(2) 極東地方共産大学

一九三〇—三一年度ヨリハバロフスクニ開校ノ筈ナル極東地方共産党大学ニハ特ニ東洋部ヲ設ケ支那人（朝鮮人ヲモ）収容スル予定ナリト云フ

(3) 在支宣伝機関

「ソ」連邦ハ在支外交及領事機関ノ外上海ニ「コミニテルン」及「プロフィンテルン」代表ヲ派遣シ実地ニ於テ宣伝セシメタルカ其ノ状況大要左ノ如シ

(4) 外交及領事機関

「ソ」連邦ハ在支外交及領事機関ヲシテ対支宣伝ノ任

前述ノ副領事「ヴィルデ」カ主トシテ共産党ニ対スル資金ノ交付ニ当リ居タルニ対シ「ウォイチングスキー」ハ主トシテ運動ノ指導ヲ担任シ居リタルモノナリト云フ

(2) 「イアンソン」「ジョンソン」「ゼームス」

「ウ」ノ外「ジョンソン」「イアンソン」「ゼームス」等亦上海ニ駐在シ居リタルカ就中「イアンソン」ハ大正十四年四月ヨリ昭和二年三月迄在本邦「ソ」連邦大使館員トシテ日本共産党ト密接ナル関係ヲ有シ居タル人物ニシテ昭和二年本邦ヨリ一旦帰

国後同年末上海ニ渡来シ昨年春頃迄同地ニ滞在シ居

リタルモノナリ

(3) 「オゾール」「ミフ」

最近朝鮮総督府上海派遣員及上海総領事ノ報導ニ依レハ本年四月「ミフ」又五月「オゾール」ナル者「コミニンテルン」代表トシテ上海ニ渡来シタル趣ナル處「ウォイチンスキー」「アイアンソン」帰國セル

今日前記報導ノ事実ハ十分アリ得ヘキコトト思料セラル

(4) 「プロフィンテルン」代表及太平洋職業組合

上海ニハ又「プロフィンテルン」所属ノ太平洋職業組合本部アリ部長ハ米国共産党員「ブラウダー」ニシテ同人ハ「プロフィンテルン」代表ヲモ兼ネ居タル処佐野学ノ供述ニ依レハ同人ハ最近米本国ニ帰還スル予定ナリシト云フ尚是ヨリ先キ一九二五年頃「プロフィンテルン」東洋部長「ベラ」支那ニ渡来シ居タルコトアリ

(5) 宣伝ノ実状

対支宣伝ノ事実中主ナルモノヲ列举スレハ左ノ如シ

(1) 一九二五年五月広東ニ開催セラレタル中国総工会第二

其ノ他 外国人二名

ノ六名ニシテ同委員会ハ左記趣旨ノ決議文ヲ採択シタリ

広東事件ハ支那革命ノ退却戦ニシテ支那共産党ハ爾來守勢ノ状態ニ在ル処此ノ際ニ処スヘキ政策ハ大衆ヲ獲得スルコト及党内ノ右翼的傾向ヲ克服スルコトナリ

米国帝国主義ハ支那ノ資本主義ヲ促進シ民族的独立

ヲ助長スル有効ナル作用ヲ有ストノ見解ヲ懷抱シ居

ル者アル處右ハ大ナル誤謬ニシテ米国帝国主義ハ却テ日英両国ノ夫ヨリモ支那ニ取り危険強大ナリ米

国ノ金融資本ハ現在欧州ノ経済界ヲ征服シ之ヲ奴隸化シツツアルヲ以テ東洋方面ニ十分留意スルノ余裕

ヲ有セサルモ歐州ノ資本的征服実現ノ暁ハ直ニ東洋方面ニ全力ヲ傾注シ来ルヘキコトハ明白ニシテ斯カ

ル際ハ米国ハ其ノ豊富ナル金融資本ノ力ヲ以テ支那ノ「ブルジョア」及地主等ヲ利用シ支那ノ労働者及

回大会ニハ「プロフィンテルン」東洋部長「ベラ」自ラ出席シタリ

(「ベラ」ハ上海滯在中佐野学、徳田、北浦等ト日本ノ左翼労働組合ノ運動方針確定ニ関シ協議スル所アリタリ)

(6) 「コミニンテルン」第六回大会ノ支那革命擁護方ニ関スル「テーゼ」

一九二八年「コミニンテルン」第六回大会ハ其ノ支部タル各国共産党ノ当面ノ任務トシテ「ソ」連邦及支那革

命ヲ擁護スヘキ旨ノ「テーゼ」ヲ採択シタリ

(7) 「コミニンテルン」東洋部ノ支那問題委員会ノ設置

東洋部ニ於テハ定例会議ノ外特種問題審議ノ為隨時臨時委員会ヲ開催スル例ナル處一九二八年佐野学滯露中東洋部ハ支那問題委員会ヲ開催シタル趣ナリ其ノ構成ハ

「クーシネン」(東洋部長)

「ミフ」(極東部長)

張国「タイ」(漢字不明)

佐野学

(8) 東洋「ビューロー」設置問題

「コミニンテルン」ハ現地ニ於テ共産運動ヲ指導スル為既ニ柏林ニ欧羅巴「ビューロー」、紐育ニ南米「ビューロー」ヲ設置シ又東洋「ビューロー」ヲ設置スルニ

決シタルカ佐野学ハ昨年三月以降上海ニ於テ「ブラウダー」、李立三、向忠發ト共ニ右設立ノ準備ニ從事シタル趣ナリ

(佐野逮捕サレタル為其ノ後ノ経過不明ナリ)

因ニ「コミニンテルン」ノ方針ニ依レハ右「ビューロー」ハ印度以東ノ各国共産党ノ政治的組織的方針ノ指

二 日ソ通商問題

25 昭和2年4月21日

在ソ連邦田中大使より
田中外務大臣宛(電報)

ルイコフ首相の対日通商条約締結に関する意

向表明について

モスクワ

本省 4月21日前着 発

第二〇一一号

往電第一〇〇号ニ関シ「ルイコフ」ノ外交演説ハ二十日ノ新聞紙ニ掲載セラレタルカ日本ニ関スル部分全部左記訳文ノ通ニシテ大会ニ於ケル演説ニ比シ「両国間ニハ政治上ノ協定ヲナスニ何等重大ナル障害ナシ」ト云ヘル点其他ニ付多少修正ヲ加ヘタル箇所アリ

記

極東ニ於ケル平和ノ維持ハ日本ノ態度ニ依ルコト大ナリ是レ極東ニ於ケル平和ハ東方ノ三大国タル日本「ソ」連邦及支那ノ間ニ如何ナル関係カ設定セラルルヤニ依テ決セラル所以ナリ「ソ」連邦ハ是レヲ出発点トシテ対日本関係ニ

導並各国共産党ニ共通ナル諸問題ニ関スル統一的且政治的指導ヲ其ノ任務トルモノニシテ設置場所ハ上海香港新嘉坡ノ中一ヲ選フ予定ニシテ且「ピューロー」ハ

「コミニンテルン」本部ヨリ一名

日本共産党ヨリ一名

支那共産党ヨリ一名

印度共産党ヨリ一名

青年共産「インターナショナル」ヨリ一名
ノ委員ヲ以テ構成スル計画ナル趣ナリ

編注 本調書には「日本共産党事件被告人ノ供述ヲ主タル資料トシテ作成シタルモノナリ」との付記がある。

於テ極力平和關係ヲ發達セシメ両国政府ニ於テ今日迄交渉ヲ行ヒタル凡テノ問題ヲ解決スルコトヲ目的トス日本外務

大臣ハ最近日本政府ノ希望モ同様ナルコトヲ證明スル演説ヲナセリ

右ノ事実ニ鑑ミ吾人ト日本政府トノ間ニハ何等重大ナル争議ナキコトヲ出発点トナスヘク吾人ハ今後ノ接近上大ナル障害ヲ認メサルナリ

両國カ満州ニ於テ有スル利益ニ就テモ亦接近上障害ナシ東方ニ於ケル「ツィアール」ノ夫レトノ根本的相違ニ着眼スルニ至レリ日本ノ通商關係カ實際的ニ發達セサル障害ノ一ハ經濟上ノ交渉ヲ促進シ通商條約ニ関スル交渉ニ移ラムコトヲ希望ス此ノ交渉カ吾人ノ閑知セサル理由ニ依リ両国ノ經濟上必要以上ニ遷延セルハ遺憾ナルモ近ク円満ナル解決ニ到達スヘキコトヲ希望セサルヲ得ス

26 昭和2年5月21日

在ソ連邦田中大使より
田中外務大臣宛(電報)